

第四十回 参議院内閣委員会會議録第十五号

(二六二)

昭和三十七年三月二十九日(木曜日)

午前十時五十分開会

委員の異動

三月二十七日委員石原幹市郎君辞任につき、その補欠として小幡治和君を議長において指名した。

三月二十八日委員小幡治和君辞任につき、その補欠として石原幹市郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君
理事 石原幹市郎君
下村 定君
鶴岡 哲夫君
山本伊三郎君

委員

木村篤太郎君
中野 文門君
一松 定吉君
伊藤 顯道君
千葉 信君
松本治一郎君
横川 正市君
高瀬莊太郎君

国務大臣

通商産業大臣

政府委員

防衛政務次官

防衛庁参事官

通商産業

政務次官

通商産業大

臣官房長

佐藤 榮作君

笹本 一雄君

藤生 茂君

大川 光三君

堀本 敏夫君

通商産業省 倉八 正君
通商産業省 八谷 芳裕君
山保安局長 伊藤 繁樹君
特許庁長官 有馬 英治君
運輸大臣官房長 廣瀬 眞一君
運輸省海運局長 辻 章男君
気象庁長官 和達 清夫君
事務局側 常任委員 伊藤 清君
会専門員 伊藤 清君

運輸省自動車 増川 遼三君
車局参事官 大沢 信一君
運輸省航空 局技術部長 大沢 信一君

説明員 運輸省自動車 増川 遼三君
車局参事官 大沢 信一君
運輸省航空 局技術部長 大沢 信一君

本日の会議に付した案件
○理事の辞任及び補欠互選の件
○通商産業省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河野謙三君) これより、内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。三月二十七日、石原幹市郎君が辞任され、小幡治和君が選任され、昨日、小幡治和君が辞任され、石原幹市郎君が選任されました。

○委員長(河野謙三君) 次に、委員の異動に伴ない、理事一名が欠員になっておりますので、その補欠互選を行います。互選は、慣例によりその指名を

委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(河野謙三君) 御異議ないものと認めます。それでは、私から理事に石原幹市郎君を指名いたします。

○委員長(河野謙三君) 次に、通商産業省設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き、質疑を行います。

政府側から御出席の方は、大川政務次官、塚本官房長、倉八通商産業局長、伊藤特許庁長官、八谷山保安局長、説明員として荒玉文書課長、土屋鉱政課長、国井アルコール事業長、生駒振興部長の方であります。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○鶴岡哲夫君 前回に続きまして、保安監督部の残りした若干の点について伺いたいのですが、この保安監督部は今度局になるのが二カ所あります。これは昭和二十七年ごろからずっと人員が増加しないで、昨年御承知のような、上清、大辻両炭鉱の非常にセーショナルな事件が起こりましてから、昨午政令定員で四十名ふやされた。今回二十二名ふやすという事になっておるわけですが、この昨年ふやされた政令定員の四十名、それから今年ふやします二十二名、この内容はどのようなふうになっておりますか。

保安監督官がふえるのか、あるいはそれとも事務官か、どういふふうになっておるか、その点を伺いたいと思

ます。

○政府委員(八谷芳裕君) 昨年四十名増員いたしました。これは全部監督官でございます。そうしましてこの監督官もそれぞれ一名ずつを平と宇部のほうに出しまして、あとは全部中国の石炭関係のほうに配置するようにいたしております。

それから今度の二十名、まず監督官の増員をするわけです。これはお願ひしておるわけでございますが、この二十名の監督官を増員する。それから二名事務、これは監督局の昇格に伴いまして会計事務等の充実をはかるための事務職員を二名、これも九州、北海道にそれぞれ一名ずつでございます。

○鶴岡哲夫君 そこで監督官は今お話のように、昨年四十名ふえる。さらにこれと二十名ふえるわけですね。監督官はふえたけれども、それと一緒に仕事を事務系職員がふえない。これはどうしてもそこのほうにしろ寄せがくるということになるわけですね。ですから監督官はけっこうですが、ふやしていつてけっこうですが、それに伴ってやはり事務系職員が見合っていないと、これはうまく運営できないのは当然だと思ひますが、今お話を聞きますと、昨午の四十名は全部監督官で事務はふえない、今回の二十二名の者のうち二人だけ会計職員がふえるのだ、あとは監督官だ、これでは私は非常に片手落ちじゃないかと思ひます。確かにああいう被害が起こりまして、起こりますという、そういう意

味の監督官の緊急な必要性というものが注目される。と同時に、これと一緒に仕事をしている者、そういう者がやはり幾らかでも見合つてふえていくということをしなないと、まずいのじゃないかと思ひます。

それからもう一つ、監督官は四十名、さらに二十名ふえましたが、これはいづれも鉱山監督官、過去の経緯から言ひまして、鉱山監督官のほうへ逐次金属鉱山のほうの保安監督官が持つていかれるという傾向があったことは、これは否定できないと思ひます。そういう中で、金属鉱山関係の保安行政というものが非常に人員が足りないという情勢になっておるのじゃないでしょうか。それは鉱山が問題が起きたからといって、鉱山のほうをどんどんふやしてしまふ、それはけっこうですけれども、ために金属鉱山の保安行政というものが手薄になるというために思ひぬ災害を起こす。そこでまた人間をふやすということでは、私はどうも納得がいかぬわけです。したがって、この二点につきまして、鉱山関係の、炭鉱関係の保安監督官がふえる、けっこうであります。それに伴つて事務員がふえないということ、それから金属鉱山関係の監督官が非常に人員不足になっているのじゃないか、この点についての見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(八谷芳裕君) 第一点の事務職員の問題でございますが、これは現在でもいろいろ事務執行上手に不足

の感じは持っておりますが、今度の増員関係は、これは現地の、ただいま昨年の四十名のうち二名を除きまして北海道とか九州に配属するというものを申し上げましたが、この三十八名も、これもすべて私どもが現地に派遣班というものを、これは災害の応急対策、災害の調査あるいはたえて申しますと北海道では銅路に置いておきますけれども、札幌から調査に行くというところ、炭田地帯に、北海道では四カ所でございますが、釧路、滝川、それから岩見沢、夕張、それから九州では五カ所でございますが、これは筑豊炭田の飯塚、田川、直方、それから佐賀、佐世保、こういうところに監督官のたまりを置いておくわけでございます。ここへ配属するということになっております。そしてこれには事務的な面に終わらせるようなことなく、現地をずっと回りまして、監督巡回検査あるいは指導、こういうものに重点を置くようにして行くわけでございます。また、この次の二十名の監督官の増員も、同じようにまず現地のこういう第一線監督の強化をはかる、こういうふうにいいたしております。この面では事務職員がおりまして応援をしてくれるというところはさらに好ましいのでございまして、こういう現地の一種の巡回監督という態勢をまず固めるということが、一番目下のところ大切なのでございまして、そういうやり方をいたしております。これは事務的にも非常に事務の面は簡素化にしていこうということで、監督官がその調査報告等もあまりむずかしくわずらわれないような仕事のやり方をとらうと、

こういうふうな考えておるわけでございます。そういう点では、まず現地の第一線の監督官の増員ということをやったわけでございまして、こういう面から必ずしも事務職員が望ましい次第でございまして、そのやり方次第によってその効果は十分に上がっていくものというふうな考えております。それから第二番目の金属鉱山の問題でございますが、これは先生も御指摘のとおりでございます。何か石炭のほうに災害が相続しますと、すぐに石炭のほうに重点を置いて、何か金属のほうがやや手薄になっているんじゃないか。こういう印象も受けるわけでございまして、これは金属関係につきましても今まで同じように十分な監督をやつていまして一応石炭関係の非常に重大災害を起こすところと重点的にこれを配置した。こういうこととでございます。まだ金属面なんかにおきまして一々小さな山を、まあ災害が少くないとはいへ、これは人命尊重の点から申しますと一人もけがをさせないことはして人を死亡させるといふようなことがあつてはならないわけでございまして、そういう面につきまして、従来集団的な指導として一カ所に集めまして監督とあわせて指導をする。こういうようなこともやつておいたわけでございまして、これは望ましいことは、監督官がまた山を必ず回つていくというその頻度を高めるといふことも第一でございまして、しかし、人員の増加もいろいろ問題も多いことでございまして、さらにあわせて鉱山の指導員を臨時職員にいたしまして側面から災害防止をしていこう。こういう

点にも努力しているわけでございます。○鶴岡哲夫君 出張所みたいなのをお作りになつてその第一線に四十名、さらに二十名の監督官を派遣するのだ。したがって、事務系職員は要らないのだ。というふうな説明にとられるわけですけれども、しかし、そういうことにはならないじゃないか。やはりこれだけの人員がふえますと、それに伴つて出張所は出張所でありまして、また、監督局は局でこれはどうしたって事務量はふえてくるわけですから、今でさえ苦しいといわれておる事務系職員が少しもふえないという考え方は、これはどうしても納得できない。したがって、私は今回設置法が、すべて各省設置法の中で人員を規定することになりまして、種々人員と仕事の量の関係をずっと委員会に取り上げて参つておりますけれども、いたずらに上のほうから人間をふやさぬのだというふうな大きなワクのきめ方ですね。これは一番問題があるように思いますが、それは行政管理局の問題でもありまして、あるいはまた、大蔵省当局の問題でもありまして、大蔵省も、それはどういふにしても監督官が六十名近くふましてそれに対して事務員がふえない。会計の人は二人ふえます。これは局になったことから二人ふえるということですからこれはどうしても納得いかない。したがって私は、事務系職員の見合つた増員を努力される必要があるんじゃないだろうか。というふうな思ひますし、それから金属鉱山の関係につきましてこれはまた事故が起りますと騒いでまたふやすうなことになるだろうと思つたのですが、確かにこの鉱山系のほうに、

炭鉱のほうに、逐次移つて参つておるわけですね。足りない。手いっぱい。そこで何とかひとつふやしてくれという、これは希望がうんと出ておるわけですね。それを全然顧みないで、まあ事故が起つたらというふうなふうにとられるような人員配置では困るじゃないかというふうな思ひますので、この金属鉱山関係の監督官についてもぜひひとつ次の機会には善処を要望したいと思ひます。それから今お話の中で指導員を臨時に雇つてというふうなお話でしたが、これは外部の人ですか。それとも一つ集団指導というやつ、これは鉱山の関係者を一緒に集めて、それに訓示をたれてみたつて鉱山なり炭鉱の災害なりあるいは危害を防ぐのにどれだけ役に立つか。それは便利でしょう。一カ所に集めてお前たち、君たちはこういうこととていふように訓示をたれてみたつて、それも幾らか役に立つかもしれない。しかし、何といつてもやはり現場を見、現地を指導し監督するというのが第一義なんですね。ですから集団指導のようなもので事態を糊塗するようなやり方では解決していかないと思ひますし、つい二、三日前にも杵島炭鉱で五名の者が落盤で死亡しておる。炭鉱や金属鉱山における負傷あるいは死者といふものは、他産業を群を抜いて多いですね。そのために特に通産省は労働行政にまかせないで、自分みづから監督行政といふものを、保安行政といふものをやつておるから、こういう状態では置かれておるというところは私はなだ不満に思つておるわけです。その点について

いしたいと思ひます。○政府委員(八谷秀裕君) 事務職員の問題、それから鉱山の石炭以外の問題につきましてもいろいろ問題もございします。まあ先生から御指摘のあつた点につきましても、今後関係方面との折衝もございしますけれども、十分に努力しまして、現地の監督官等の働きをおるものでございします。それからただいま指導員の問題でございしますが、これは臨時的に鉱山、これは炭鉱でもそうでございしますけれども、その保安のエキスパートに委嘱いたしまして、監督とらへらの関係で一方は監督を強化していく。一方においてはそういう監督をして法規違反が見つかると至る過程において十分な事前指導をやらせてそういうことをなくする。こういうことで臨時的に臨時職員としてやつておるわけでございします。それから集団的な監督指導、これはできません。一々山に行つてやるのがこれは先生の御指摘のとおりでございします。今後もう一方方向で進むわけでございしますが、また、集団というのは何か一カ所に集めて訓示をたれるということとございしません。いろいろな事例研究、こういうところでございまして、山奥であつたところを、半面は山奥であつたところの点に集まりまして、事例研究といふような面からも集団的にやるということ、指導の面でも非常に効果が上がつております。しかし、監督の面からしますと、やはり坑内図面を一々持つてこさせまして、ずっと坑内の状況も詳しく聞くわけでございしますが、

やはり目で見、足で確かめたほうが直接的でございますので、これは先生御指摘のとおりそういう方向で進んで参りたいと考えております。

○政府委員(大川光三君) ただいま鶴岡さんから御質疑の点、まことにこのもつともな点が多いと存じますが、ただいま鉱山保安局長から御答弁を申し上げましたとおりでございます。その点については最善の注意を払って善処いたしたいと、かように考えております。

○鶴岡哲夫君 北海道に四カ所、九州に五カ所の出張所のごときものを、監督官の駐在所みたいなものをお作りになるということですが、これまた庁舎が会社のどこかの建物を借りるとかというふうにならないのかどうか、あるいはそういう庁舎の手配が整っておるかとか、ややもいたしますとこれはそちらまかせ、人員さえ配置すればよろしい。庁舎はどこでも手当て。庁舎、備品その他そう、という問題はたくさんあると思うのです。あるいはまた、宿舎の問題もあると思うのです。そういうものを安易に会社にたよるといふことになりましてこれはどうにもならない。そういう意味の出張所なり今おっしゃった九カ所の設置について事務所なりあるいは監督官の宿舎なり、そういうものが準備ができていないのか、その点をひとつ伺って、もう一つ去年問題になりましたときに、一人の監督官が監督して歩くのは種問題があるという点が指摘されて、二人一組で歩くようなところも作らなければならぬというようになつたのですけれども、また、逐次一人歩きの方角に変わってきておるよう

です。一人で監督するという形になつておるようですが、そういうことについてどういふふうに見ておられますか。

それから監督官の出張旅費というものが非常に問題になって、昨年は三百八十万くらいふえたのですけれども、これは全然ふえてないのです。この三十七年度は。そういう意味の、監督官をふやしてみたけれども、ここにありますが六十名という監督官がふえたけれども、それが歩く経費がなというのではどうにもならないわけ。ふえたけれども歩かさないといふのです。そういう片手落ちなやり方をやられたのでは、生産行政といふものと保安行政といふものが直結しているためにチェックされていふんじやないかという印象をどうしても受けるわけです。そういう点について説明を伺いたい。

○政府委員(八谷芳裕君) 監督官のたまりと申しますか、北海道と九州に九カ所設けました。派遣班と私どもは称しておりますが、この班は従来もずっと置いておつたわけでございますけれども、その監督の効率を上げます上においては、たとえば先ほど申しましたように、釧路あたりで何かするところがあつたからといって、札幌からわざわざかけつけるようでは、半日がかりだ、深夜になりますと交通機関もないといふことで、現地に派遣をしておつたわけでございます。この派遣班をさらに強力なものにするために、昨年の三十八名と、本年お願いしております二十名、五十八名につきましては現地にもつていくわけでございます。で、その宿舎につきましては、昨年の

予備費と、それから来年度の予算として、この現地に派遣される分につきましては、この宿舎、それから事務所は、一部は現在石炭事務所というのが通産局にございますが、手狭なところはそれを拡張していくということをやっております。そういう点につきましては、ただいま先生おっしゃつたように、この監督官といふような仕事の面から、これはほかの面でもそうでございますけれども、何か炭鉱の事務所の一部を借りるとかあるいは炭住のどっかに入るといふようなことでは、真の監督の成果は上がらないわけでございます。この点につきましては現地の強化と合わせまして十分な配慮を払つておるわけでございます。

それから二人一組の問題、これは二つの面があつたんじゃないかと思ひます。一つは、相当に当時にいろいろ暴力炭鉱だとかいふような問題が取り上げられて、この二人一組のほうが何かについてそういう面からも都合がよい、それから一つの面は、監督の精密を期する、こういうことでございまして、監督の精密を期するといふ面からいいますと、一人で見るともまた必要でございますけれども、そういう場合もありますけれども、やはり二人が一組になりまして互いに批判し合ふ、こういうことも監督の成果を上げる上においては必要である、こういう二つの面があつたわけでございます。これはまた現在すべての炭鉱について、ただいま申しましたような要望からいたしますと、二人一組といふ考え方で進む必要はないのじやないかと考えております。今の考え方、二つの点に沿うような鉱山、特に炭鉱にお

きましては、二人一組でなくて、最近の非常に坑内でも荒れていじやないかというふうなところは、三人あるいは四人一組に行きまして、一斉検査をやつて、互いにそこで監督官同士も検討し合ふ、こういうこともやつておるわけでございます。人の性格にもよりますけれども、二人一組といふような姿のものを必ずしも原則にはする必要はございませんけれども、今申しましたような二点に着目いたしまして、そういう場合に二人一組といふふうにもつていくように努力をいたしております。

それから出張旅費の問題でございますが、これは人員増員分につきましては、来年度の予算でも配慮されておるわけでございますが、ただ旅費の増額の面において、十分に人員が増加した分だけふえていないじやないか、こういうことにもなりますが、これはただいまよくよく御説明申し上げましたように、札幌から出ていくというふうな従来の一人当たりの経費と違ひまして、現地のほうである場合には半日とか、というふうには何か災害があつた場合にそこだけ見てくるとかいうような、特定の効率を上げた監督を行ないますために、現地にこれを配属したわけでございます。そういう点から見ましても、何か人員増に伴つても足りなはいじやないかと、こういうふうにも考えられておる点があるかと思ひますけれども、この点は従来の経費の考え方と変わつておりません。御了承願ひしたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 暴力炭鉱の問題も出ましたし、それから監督を精密にするという、そういうような点から、二人一

組ということが非常に言われまして、そういう努力を払つてこられたわけですから、何か一人ということにまただんだんなりつつあるという傾向があるからして、そういうより戻らないように、起こつたときだけ一生懸命になつて、それがしばらくたちますと、またそういうことでなくなつていくことはまずいので、この点については、ひとつ従来ともとられた形のものを堅持していられるように要望しておきたいと思つております。

それから旅費の問題でございますが、昨年の七月五日に政令で定員が四十名ふえた、その際に三百八十四万円です。旅費がふえたといふことになつておるわけですね。それで、今度はこの四十名といふのは、ことし一ぱいフルに動ける人たちなんですよ。去年は七月から動けたのですから。さらに今度は二十名といふ人たちがふえたといふ点からいって、昨年の出張旅費と全く変わらないという状態では人間は配置したのだけれども、どうも歩かせないのじやないかと、そういう邪推もしてみたい。それから、そういう邪推もないのだといふ今お話しですが、今までもこの北海道の四カ所と九州の五カ所に対しては、派遣班といふような形になつてあつたじやないですか、それが今回は充実されるのですから、充実されて何になりますか、出張所になりますか、よくわかりませんが、充実さすから、前の旅費と全く同じといふことは、どうも人員は配置したけれども、歩かせないつもりじやないかというふうな気持ちから起るのです。だからそういう配慮を払つていただかない

きまして、その当時の商工委員会で、与党も野党も一致いたしまして、附帯決議までつけていただいて激励していただいたわけでございます。私どもそれによりまして、相対大蔵省と、あるいは人事院等に強力に折衝をいたしましたわけでございまして、その国会で問題になりましたことが非常に私としては力があつたと思いますが、もちろん十分とは申せませんが、人員の増加につきましても、あるいは資料の整備のための経費につきましても、あるいは環境の整備のための経費につきましても非常にふえて参つたというふうな考えております。当時御承知と存じ

ますけれども、国会におきましては歳入の限度までむしろ歳出を認めるのが当然だという議論もございましたけれども、これは当時、大蔵大臣まで国会に出ていただいているいろいろな論議がございましたけれども、必ずしもその点は大蔵省との間に話についてはおりませんけれども、しかし、まあそういう思惑

になつておりました。さういふ空気が
なつておりました。ただいま申しま
したように、そのころを契機といたし
まして予算も非常にふえておる現状で
ございます。そういうことで人もだん
だんふえて参りまして、処理量も非常
に著実に増加いたしております。お
りますが、何分にもその当時あるいは
の以前におきましては、実は予算上定
員を獲得することが非常に大きな問題
であつたわけでございますが、この数
年は、むしろそういうことよりも、定
員を獲得いたしましたも実際問題とし
て技術者の採用が非常に困難である
ということ、それから民間に難ける工
業所有権の思想が非常に普及いたし
まして、各会社等で待午争ひなどを非

行を仁金一物語にたてをす常

に作りまして、そういう関係で特許庁の職員がだんだん出ていくというような格好で、採用は非常に困難であるし、出る人はむしろふえるというような格好でございまして、実際問題といひましては、技術官につきましてはここ数年あまり結果的には増員を見ておられないような実情でございまして。しかしながら、われわれは国会あるいは各省でこの問題につきまして非常に御協力をいただいておりますので、十分責任を感じておりまして、できるだけそのほうにも努力いたしますが、われわれのほうもできるだけ働いてそうして処理量をふやそうということをやつて参りまして、ただいまお話もござい

人でございます。あとはタイピストを含めまして二十一人が事務系職員でございます。それからなお、ほかに定員化が二十人ほどでございますが、これは全部事務系職員でございます。したがって、四十九人のうち技術系職員は九人ということでございます。

しかも、その審査量は三十二万五千件たまっている。一年の消化量というのは十四万件前後で、したがって、二年半分ぐらい滞滞している。そういうような実情の中で審査官が三年間一名もふえないという考え方は、これはどういっても私は納得できない。その理由として、今定員が欠員があるというお話でありました。審査官の欠員、確かに大きなものでは考えられないこと欠員はほかの省では考えられないことです。三割から四割という欠員です。

ない、来ないからしょうがないから要求しないんだ、三年間はってある、こういうことで事態が解決するというふうには全然考えられない。どこに解決の方法を求められるのか。三十四年に今の新しい特許法が成立しますときに、附帯決議がついて、その中に第三項にあるんですが、「審査官、審判官については、その職務の特殊性並びに有能人材確保の困難性に鑑み、妥当な特別給与制度を考慮すること。」というのが出ておるわけですね。これについて若干の問題が考えられたようでありまして、人に入つてこない、滞貨はふえる一方だ、人は入つてこない、滞貨はふえる一方だと思つておられるのか、伺いたいと思います。

しては、できるだけ、あまりむずかしい基準を言わずに採用することに努めておりまして、その結果、従来は大体私どものほうの役所では十四、五人くらい採用するのが普通でございましてけれども、ことしあたりは年間四回の試験をいたしまして、普通のいわゆる公務員試験を通りましたもの以外に、特に人事院の了承を得まして、これは本来公務員に採用いたします場合は、公務員試験を通じておらなければならぬのが原則でございましてけれども、特に事情を話しまして人事院の了解を得まして、公務員試験を通らないものを採用することを認めてもらいました。その試験も四回もやりまして、従来はできるだけ新規卒業生だけを目当てにいたしておりましたのですが、そうも言つておられませんので、すでに会社あたりに勤めておるもので、どうしても東京にいたいとか、そういうことで転出を希望しておるものもござい

たしておりますので、結果的には未済は絶対件数としては少しづつふえておる現状でございます。

○政府委員(伊藤繁樹君) 今度は、審査官のほうは要求をいたしませんでした。その理由は、現在定員で獲得しておりますが、それが先ほど申しましたような理由で埋められない数が非常に多いとございまして、大体きょう現在で六十人以上欠員になっておると思ひますが、そういう状態でございまして、これを大蔵省に要求しても欠員の補充が先決だということどうして認められないだろうと考へまして、むしろ要求の重点を、事務系職員をできるだけ要求いたしまして、それによって審査の能率を上げるということが適当であろうと考へまして要求しなかつた次第でございまして。

○政府委員(伊藤繁樹君) 今度は、審査官のほうは要求をいたしませんでした。その理由は、現在定員で獲得しておりますが、それが先ほど申しましたような理由で埋められない数が非常に多いとございまして、大体きょう現在で六十人以上欠員になっておると思ひますが、そういう状態でございまして、これを大蔵省に要求しても欠員の補充が先決だということどうして認められないだろうと考へまして、むしろ要求の重点を、事務系職員をできるだけ要求いたしまして、それによって審査の能率を上げるということが適当であろうと考へまして要求しなかつた次第でございまして。

○政府委員(伊藤繁樹君) 今度は、審査官のほうは要求をいたしませんでした。その理由は、現在定員で獲得しておりますが、それが先ほど申しましたような理由で埋められない数が非常に多いとございまして、大体きょう現在で六十人以上欠員になっておると思ひますが、そういう状態でございまして、これを大蔵省に要求しても欠員の補充が先決だということどうして認められないだろうと考へまして、むしろ要求の重点を、事務系職員をできるだけ要求いたしまして、それによって審査の能率を上げるということが適当であろうと考へまして要求しなかつた次第でございまして。

○政府委員(伊藤繁樹君) 今度は、審査官のほうは要求をいたしませんでした。その理由は、現在定員で獲得しておりますが、それが先ほど申しましたような理由で埋められない数が非常に多いとございまして、大体きょう現在で六十人以上欠員になっておると思ひますが、そういう状態でございまして、これを大蔵省に要求しても欠員の補充が先決だということどうして認められないだろうと考へまして、むしろ要求の重点を、事務系職員をできるだけ要求いたしまして、それによって審査の能率を上げるということが適当であろうと考へまして要求しなかつた次第でございまして。

たしておりますので、結果的には未済は絶対件数としては少しづつふえておる現状でございます。

○政府委員(伊藤繁樹君) 今度は、審査官のほうは要求をいたしませんでした。その理由は、現在定員で獲得しておりますが、それが先ほど申しましたような理由で埋められない数が非常に多いとございまして、大体きょう現在で六十人以上欠員になっておると思ひますが、そういう状態でございまして、これを大蔵省に要求しても欠員の補充が先決だということどうして認められないだろうと考へまして、むしろ要求の重点を、事務系職員をできるだけ要求いたしまして、それによって審査の能率を上げるということが適当であろうと考へまして要求しなかつた次第でございまして。

○政府委員(伊藤繁樹君) 今度は、審査官のほうは要求をいたしませんでした。その理由は、現在定員で獲得しておりますが、それが先ほど申しましたような理由で埋められない数が非常に多いとございまして、大体きょう現在で六十人以上欠員になっておると思ひますが、そういう状態でございまして、これを大蔵省に要求しても欠員の補充が先決だということどうして認められないだろうと考へまして、むしろ要求の重点を、事務系職員をできるだけ要求いたしまして、それによって審査の能率を上げるということが適当であろうと考へまして要求しなかつた次第でございまして。

○政府委員(伊藤繁樹君) 今度は、審査官のほうは要求をいたしませんでした。その理由は、現在定員で獲得しておりますが、それが先ほど申しましたような理由で埋められない数が非常に多いとございまして、大体きょう現在で六十人以上欠員になっておると思ひますが、そういう状態でございまして、これを大蔵省に要求しても欠員の補充が先決だということどうして認められないだろうと考へまして、むしろ要求の重点を、事務系職員をできるだけ要求いたしまして、それによって審査の能率を上げるということが適当であろうと考へまして要求しなかつた次第でございまして。

○政府委員(伊藤繁樹君) 今度は、審査官のほうは要求をいたしませんでした。その理由は、現在定員で獲得しておりますが、それが先ほど申しましたような理由で埋められない数が非常に多いとございまして、大体きょう現在で六十人以上欠員になっておると思ひますが、そういう状態でございまして、これを大蔵省に要求しても欠員の補充が先決だということどうして認められないだろうと考へまして、むしろ要求の重点を、事務系職員をできるだけ要求いたしまして、それによって審査の能率を上げるということが適当であろうと考へまして要求しなかつた次第でございまして。

たしておりますので、結果的には未済は絶対件数としては少しづつふえておる現状でございます。

○政府委員(伊藤繁樹君) 今度は、審査官のほうは要求をいたしませんでした。その理由は、現在定員で獲得しておりますが、それが先ほど申しましたような理由で埋められない数が非常に多いとございまして、大体きょう現在で六十人以上欠員になっておると思ひますが、そういう状態でございまして、これを大蔵省に要求しても欠員の補充が先決だということどうして認められないだろうと考へまして、むしろ要求の重点を、事務系職員をできるだけ要求いたしまして、それによって審査の能率を上げるということが適当であろうと考へまして要求しなかつた次第でございまして。

○政府委員(伊藤繁樹君) 今度は、審査官のほうは要求をいたしませんでした。その理由は、現在定員で獲得しておりますが、それが先ほど申しましたような理由で埋められない数が非常に多いとございまして、大体きょう現在で六十人以上欠員になっておると思ひますが、そういう状態でございまして、これを大蔵省に要求しても欠員の補充が先決だということどうして認められないだろうと考へまして、むしろ要求の重点を、事務系職員をできるだけ要求いたしまして、それによって審査の能率を上げるということが適当であろうと考へまして要求しなかつた次第でございまして。

○政府委員(伊藤繁樹君) 今度は、審査官のほうは要求をいたしませんでした。その理由は、現在定員で獲得しておりますが、それが先ほど申しましたような理由で埋められない数が非常に多いとございまして、大体きょう現在で六十人以上欠員になっておると思ひますが、そういう状態でございまして、これを大蔵省に要求しても欠員の補充が先決だということどうして認められないだろうと考へまして、むしろ要求の重点を、事務系職員をできるだけ要求いたしまして、それによって審査の能率を上げるということが適当であろうと考へまして要求しなかつた次第でございまして。

○政府委員(伊藤繁樹君) 今度は、審査官のほうは要求をいたしませんでした。その理由は、現在定員で獲得しておりますが、それが先ほど申しましたような理由で埋められない数が非常に多いとございまして、大体きょう現在で六十人以上欠員になっておると思ひますが、そういう状態でございまして、これを大蔵省に要求しても欠員の補充が先決だということどうして認められないだろうと考へまして、むしろ要求の重点を、事務系職員をできるだけ要求いたしまして、それによって審査の能率を上げるということが適当であろうと考へまして要求しなかつた次第でございまして。

たしておりますので、結果的には未済は絶対件数としては少しづつふえておる現状でございます。

○政府委員(伊藤繁樹君) 今度は、審査官のほうは要求をいたしませんでした。その理由は、現在定員で獲得しておりますが、それが先ほど申しましたような理由で埋められない数が非常に多いとございまして、大体きょう現在で六十人以上欠員になっておると思ひますが、そういう状態でございまして、これを大蔵省に要求しても欠員の補充が先決だということどうして認められないだろうと考へまして、むしろ要求の重点を、事務系職員をできるだけ要求いたしまして、それによって審査の能率を上げるということが適当であろうと考へまして要求しなかつた次第でございまして。

○政府委員(伊藤繁樹君) 今度は、審査官のほうは要求をいたしませんでした。その理由は、現在定員で獲得しておりますが、それが先ほど申しましたような理由で埋められない数が非常に多いとございまして、大体きょう現在で六十人以上欠員になっておると思ひますが、そういう状態でございまして、これを大蔵省に要求しても欠員の補充が先決だということどうして認められないだろうと考へまして、むしろ要求の重点を、事務系職員をできるだけ要求いたしまして、それによって審査の能率を上げるということが適当であろうと考へまして要求しなかつた次第でございまして。

○政府委員(伊藤繁樹君) 今度は、審査官のほうは要求をいたしませんでした。その理由は、現在定員で獲得しておりますが、それが先ほど申しましたような理由で埋められない数が非常に多いとございまして、大体きょう現在で六十人以上欠員になっておると思ひますが、そういう状態でございまして、これを大蔵省に要求しても欠員の補充が先決だということどうして認められないだろうと考へまして、むしろ要求の重点を、事務系職員をできるだけ要求いたしまして、それによって審査の能率を上げるということが適当であろうと考へまして要求しなかつた次第でございまして。

○政府委員(伊藤繁樹君) 今度は、審査官のほうは要求をいたしませんでした。その理由は、現在定員で獲得しておりますが、それが先ほど申しましたような理由で埋められない数が非常に多いとございまして、大体きょう現在で六十人以上欠員になっておると思ひますが、そういう状態でございまして、これを大蔵省に要求しても欠員の補充が先決だということどうして認められないだろうと考へまして、むしろ要求の重点を、事務系職員をできるだけ要求いたしまして、それによって審査の能率を上げるということが適当であろうと考へまして要求しなかつた次第でございまして。

たしておりますので、結果的には未済は絶対件数としては少しづつふえておる現状でございます。

○政府委員(伊藤繁樹君) 今度は、審査官のほうは要求をいたしませんでした。その理由は、現在定員で獲得しておりますが、それが先ほど申しましたような理由で埋められない数が非常に多いとございまして、大体きょう現在で六十人以上欠員になっておると思ひますが、そういう状態でございまして、これを大蔵省に要求しても欠員の補充が先決だということどうして認められないだろうと考へまして、むしろ要求の重点を、事務系職員をできるだけ要求いたしまして、それによって審査の能率を上げるということが適当であろうと考へまして要求しなかつた次第でございまして。

○政府委員(伊藤繁樹君) 今度は、審査官のほうは要求をいたしませんでした。その理由は、現在定員で獲得しておりますが、それが先ほど申しましたような理由で埋められない数が非常に多いとございまして、大体きょう現在で六十人以上欠員になっておると思ひますが、そういう状態でございまして、これを大蔵省に要求しても欠員の補充が先決だということどうして認められないだろうと考へまして、むしろ要求の重点を、事務系職員をできるだけ要求いたしまして、それによって審査の能率を上げるということが適当であろうと考へまして要求しなかつた次第でございまして。

○政府委員(伊藤繁樹君) 今度は、審査官のほうは要求をいたしませんでした。その理由は、現在定員で獲得しておりますが、それが先ほど申しましたような理由で埋められない数が非常に多いとございまして、大体きょう現在で六十人以上欠員になっておると思ひますが、そういう状態でございまして、これを大蔵省に要求しても欠員の補充が先決だということどうして認められないだろうと考へまして、むしろ要求の重点を、事務系職員をできるだけ要求いたしまして、それによって審査の能率を上げるということが適当であろうと考へまして要求しなかつた次第でございまして。

○政府委員(伊藤繁樹君) 今度は、審査官のほうは要求をいたしませんでした。その理由は、現在定員で獲得しておりますが、それが先ほど申しましたような理由で埋められない数が非常に多いとございまして、大体きょう現在で六十人以上欠員になっておると思ひますが、そういう状態でございまして、これを大蔵省に要求しても欠員の補充が先決だということどうして認められないだろうと考へまして、むしろ要求の重点を、事務系職員をできるだけ要求いたしまして、それによって審査の能率を上げるということが適当であろうと考へまして要求しなかつた次第でございまして。

については何らかのディファレンスを置くべきではないかという御議論もございまして、そういうことで人事院のほうにも交渉をいたしまして、昭和三十四年度からだったかと記憶いたしますが、審査官、審判官、審査官補に対しましては、本俸に対して、十分ではございませんが、加俸が設けられておるわけでございます。その後研究職の給与等も上がりまして、私どものほうとしてはその率をさらに上げてもらいたいという交渉はいたしておりますけれども、人事院の立場から申しますと、研究所等とのバランスその他もございまして、必ずしも踏み切れないでおる現状でございます。

最後に、それでは、人が集まらない、どうして解決するのかということでございますが、これは、現在、私どものほうといたしましては、通産省にいろいろ試験所がございまして、そういう試験所の職員の一部はお願いするといふようなこともやっております。あるいは審査の手続をできるだけ簡略化してやるということ、従来は非常に親切にやっておりますが、これをできるだけ簡単にやる、それから特許の審査の場合には、外国文献、国内文献、すべてを一応見る建前になっておりますが、これは実際上、常識上不可能でございまして、おのずからそこに常識の限度があるわけでございますが、それをある程度、見なければならぬ文献をきめて、いわゆる、私どもの言葉で言いますと、サーチ範囲の限定と申しておりますが、そういうこともやっております。これといたしまして、ただ一つ、これと解決するという方法はございませぬけれども、われわれとしては、人

の充足、これは第一義でございますけれども、そのほかに、今申し上げましたようないろいろな手段を講じまして、ことしは少なくとも出願書類を果増していくことはやめよう、ことしの特許出願件数はことしで処理する、たとえ少しでも未処理件数を減らそうということ而努力いたしておる次第であります。

○鶴岡哲夫君 今回四回採用されたというのですが、大体自衛隊と似てしましたですね、陸上自衛隊と……陸上自衛隊もなかなか欠員があるのですがお宅の場合は三割の欠員ですから、もったいないですよ、しかもこれはどうも法律を無視したかのごとき人間の採用の仕方ですね、人事院の了解を得てやられたというのですが、国家公務員法によつて規定するところの上級職員の試験に通らない者を入れていくわけですが、この態度その他についてもいろいろ問題は出て参りましたし、そういうようなことをしなければならぬような事態に追い込まれているということはなほ遺憾に思っているのです、さらに今お話の、試験所にその一部を委託するというのですか、この問題をどういうふうな処理されるのか、特許庁などというものは、こういうことをされと、特許庁というのはあまり意味なくなりました。今まで非常に親切だった、その親切を取りやめるというものは、これは困りますよ。親切であつたらなければ困るわけですね。親切であつたものを幾分か取りやめることでは困りますし、それから外国資料の範囲を狭める、こういう見方も審査そのものをずさんにしていくということ

になるのじゃないでしょうか。しかも外国資料を制限されるとおっしゃいますが、これは各審査官の責任になるのじゃないですか、各審査官の責任においてこういうことをやられるようになるわけですか。外国資料の範囲を狭めるといふわけですね、今日特許、こういうようなものが外国との関係でやましいことは御承知のとおりなのですが、その場合にはこういう外国関係の資料を制限される、それによつて事務の能率をはかるんじゃないかという、その責任は一体どこにあるのか、審査官が責任を持つのですか、それをひとつ伺います。

その三つを伺いたいです。

○政府委員(伊藤繁樹君) 最初の、四回も試験をやつて、自衛隊と同じじゃないかという御質問ですが、これは、試験は正当に行なうわけでございまして、人事院も立ち会ひしまして、公務員試験に準ずる試験をやりますので、その合格者だけを採用するという建前でおりますが、いわゆる正常な、毎年一回行なわれます公務員試験のほかにも、もう一ぺん試験をやるといふことでもございまして、人事法規上も認められておる制度だといふふうに考えております。

それから、試験所に委託するというのは邪道ではないかという御質問でございますが、私どもも試験所には、また本来重要な機能があるわけでございまして、こういうことはいたしたくないわけではございますが、態勢が整うまでの臨時的措置としてやむを得ない措置だと考えておるわけでございまして、それから、外国の資料を省略するのは違法ではないか、外国資料の点検を

省略するのは違法ではないかというお尋ねもございしますが、これは法律上はおおよそあらゆる文献を検索することになっておりまして、これは実際問題としては、外国でもございまして、これは言うべくして実情行なわれないうことでございまして、これをその分野の技術を見る場合にはどうしても見なければならぬ常識的な範囲はございまして、そういう範囲をはつきりいたしますから、それ以上はあまり心配をしないで職務をやつていくという態勢をとつておるわけでございまして、これは庁の方針としてそういうことを徹底したわけではございません、もちろん審査官の責任ではございません。そういうことになると、非常に内容が疎略になるのではないかとお尋ねもございまして、そういう点は私も非常に心配をいたしておりますが、現在までの状況で見ますと、今申しましたように、これは許可する以前には一定期間、公報というものに載せまして、こういうものを特許庁としては許可したいと思つてはいるが、意見はないかということでもございまして、それに異議のある者は申し立てる、一定期間内に申し立てる制度になっておりますが、異議の申し立て件数は、先ほど申し上げましたように、処理件数が増大いたしておりますから、それに伴つてふえておりますけれども、異議の申し立て率はふえておらない現状でございまして、これにつきましては私も必ずしも先生の御懸念になつておるような点はないといふふうに考えておる次第でござい

ます。

○鶴岡哲夫君 この、公務員試験といふのは、人事院が一斉にやりました、その名簿を出して、その名簿の中から各省が採用するということになるわけですよ。それと別にまた特許庁自身で人事院と御相談なさつて試験をなさるのですか。それは私は種々問題が出てくると思うのですよ。非常にこのような困つた実情の中でありまして、そういうような措置がとられますことについてして反対を表明するものではありませぬ。ですけれども、こういうようなことをやってみても、なお問題が起るわけですからして、その点については、給与制度というものを考える必要があるのじゃないだろうかという点をもっと突っ込んで議論をしたいのですが、あまりばらばらになりまして、先ほどこの外国資料の範囲を制限するといふことについては、庁のきめたことであつて、したがつて、審査官の責任ではないということですね。庁の方針だから庁の責任だと。しかし、そういうものですかね。審査官が責任持つておるのじゃないですか。しかし、それを特許庁長官がこれは庁の責任だといふふうにおっしゃればそれで私はけつこうだと思ひます。ただ試験所に審査事務の委託というのは一時的な措置といふふうにおっしゃいますが、これは臨時的な措置として、何年ほどたつたら解決するのか、試験所は試験所として非常に重要な任務を持つてい

るわけですし、そこにこつちの人間が足らない、人が来ない、仕事はたまつてしまふ、したがつて、こともあろうに試験所に委託をしていくというようなやり方は、どうも理解に苦しみませぬ、もっと根本的にやはり考えなければならぬのじゃないかと思うので

すね。しかし、試験所にやられる、それから親切にして、こつちのほうでは

です。そこで、その関係について一

てこなければならぬわけではござい

うといふお話を、

すね。しかし、試験所にやられる、それから親切にしていたものを今度は親切にしない、外国資料も制限をするというようなことで、審査の簡略化というようなことを言っておられるわけですが、近年この審査が甘くなったのじゃないかというふうには言われておりますし、また、審査がどうしても甘くならざるを得ないし、また、ずさんにならざるを得ないのじゃないかという意見がだいぶあるわけですね。そこでこの三十二年以降、先ほど長官のお話のありました公告率、処理件数に対する公告率というものをみてみますと、この滞貨がふえるに従ってさらに今おっしゃった審査の簡略化というものが言われるようになりましてからこの公告率というものが非常に増加して参っておりますですね。三十三年は四割二分です、処理件数に対して公告率というのは、それが三十四年は四割四分ですね。三十五年は五割です。三十六年は五割三分と、こうなっております。公告率がこういうふうに見えて逐年増加してくるということは、これはやはり甘くなったというふうに見なければならぬのです。したがって、それに対して異議の申し立てが今度は出てくるということになる、ですから新法が成立しますときに、これは審査の質を向上させるのだというふうなことを繰り返して言っておられる。法の精神もそうです。ところが、どうもこれを見ますというとき審査が甘くなっている。何かもう公告のほうへ先に出てしまふ、いいかげんなどところで、公告というとおかしいでしょうが、公告に出てしまふというふうな形が出てくるのじゃないかというふうに見られるわけ

ですね。そこで、その関係について一つ伺うと同時に、簡略審査について審査の内容の手抜きをするのかどうかという点を伺いたいです。今も手続の問題を若干言われました。親切にしたものを幾らか親切さがなくなるということですね。それから外国資料を制限するということをおっしゃった。外国資料を制限するということは、これはやはり審査の内容を手抜きするということだと思ふのです。それ以外に審査の内容を手抜きするということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(伊藤繁樹君) 公告率が最近だんだんふえておりますことは、ただいま御指摘のとおりでございます。ただ、私どもはいたしましては、これが審査が粗漏であった結果であるかという御質問ですが、従来特許庁におきましては、非常に拒絶される出願が非常に数多く出ているわけでございます。これはその出願をいたします弁理士に対しても、公証人に対しても、こういうことはお互いにむだなことであるからというところで、できるだけ弁理士の段階において、あるいは出します会社内部におきましてこれをチェックして、ほんとうに必要なものだけ出すという指導を長年やって参りました。そういう関係からくるものでございまして、われわれはいたしましては、これはわれわれの審査が手抜きされたあるいは審査が粗漏になった結果であるとは必ずしも考えておられない現状でございます。もし、われわれの審査が粗漏で、そのために公告率がふえてくるということであれば、当然これは各会社から異議の申し立てがふえ

てなければならぬわけでございます。すけれども、先ほど申しましたように、異議の申立率といたしましてはふえておりませんので、私どもはいたしましては、審査の質が低下しているというふうには考えておられない次第でございます。

それから審査に手抜きするのかどうかというところでございしますが、そういうことは考えておりませんが、私どものほうも、今考えておりますのは、手続もあまり複雑な手続を踏まないとか、あるいは検索すべき資料の範囲はおのずから常識の限度においてはつきりきめて、そこだけでもって責任をもつてやるというようなこと、それから従来これは特許庁におきましては、非常に慎重に処理をする建前になっておりましたが、あまり長い間考えて、決断を延ばすということではなくて、できるだけ早く決断をするということとか、そういう心がまえの問題としては簡略ということを考えておりますが、実質的に質的低下を考えておるのか、手抜きを考えているのかという御質問でございますが、そういうことは考えておりません。

○鶴岡哲夫君 公告率の問題について、そうでないような、私の主張とは違うような御発言であります。審査を拒否するということとは、相当これは正確に審査をしないことには判断がつきにくいと思うんですが、公告率のはある意味では甘いんじゃないかと思ふんです。したがって、その公告率は逐年目に見えて増加してくるということ、やはり安易な方法にたよるといふことになるだろうと思ふんです。しかし、長官はそうではないように思

うというお話です。それから簡略審査については、審査の内容を手抜きするのではないというお話であります。そこで、次に伺いますのは、先ほどのような滞貨の実情であります。人員の関係も、先ほどのようなことでございしますが、昨年三十六年は、出願件数が十七万五千件、それに対して処理件数は十四万九千件でありました。三十七年度は出願件数をどの程度に見られているのか、計画ですね。これは附帯決議にもちゃんとあるんですよ。滞貨の「恒久対策を樹立すること」ということになっております。したがって、恒久的な計画は立てられているのか。三十七年度も立てられているんですよ、すでに一月、二月始まっております。したがって、三十七年度の出願件数をどの程度に見られ、それから三十七年度の処理件数をどういうふうな計画を立てられているのか、それをお伺いいたします。

○政府委員(伊藤繁樹君) これは出願件数の見直しは非常に困難でございます。これはいろいろ私どものほうでもその趨勢値を研究しておりますけれども、将来の出願件数を的確に予測することはなかなか困難でございます。ええ、若干出願件数はふえるのじゃないかという感じは持っております。意匠、商標につきましてはこずつと停滞ぎみでございますので、これは出願件数はあまりふえないのじゃないかというふうな考えでおる次第でございます。

それから処理のほうでございますが、特許実用新案については大体十二

万件程度をこしは処理していきたいというふうな考えております。意匠につきましては二万八千件見当、商標につきましては四万三千件見当の見直しを立てております。

○鶴岡哲夫君 そうしますと、計として十九万件ということですね。昨年は十四万九千件、こしは十九万、処理件数が三割五分くらい上がりますね。そこで三割五分程度上がるのですが、一体一人当たりの件数はどの程度ふえるのですか。審査官一人当たりの。非常なふえ方になるのでしょうか。人員は欠員があまりまじょうし、今度新しくふえたとしても、これは審査官ではないわけであって、こし入る者は審査官ではないわけですから。したがって、こういうような、三割五分程度処理件数がふえるということになりますと、非常に審査関係の仕事というのはいへんなふえ方になるのじゃないでしょうか。どういうふうに見ておられますか。

○政府委員(伊藤繁樹君) 増加数におきましてはさようでございますが、実はこの中には特許実用新案のほかに意匠商標が入っておりますが、商標の処理件数は三十六年におきまして非常に低かったわけでございます。これはいろいろ技術的理由にもありますが、商標の審査をできるだけ促進するために従来の資料を全部カード式に変えまして、そして能率をあげるという作業が昨年臨時に入参りましたために審査そのものが落ちまして、そうしてそれに比べればだいたい先生のお話のような状況になりますけれども、これはすでに平常に復しておりますので、全体から申しますと大体的には平年

度ベースにして考えますと、大体一割くらいのアップということになるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 一割くらいのアップになりますか。今までずっと上がってきているでしょう。

○政府委員(伊藤繁樹君) 特許実用新案で申しますと、昨年が、取り方いろいろ数字が出ますが、大体、十一万四千件の処理をいたしますに對して、先ほども申しましたように、十二万件の処理目標を立てておりますので、この数字から申しますと一割弱になりますけれども、その十一万四千件という数字は最終処理の数字でございます。私どもは努力目標を公告決定と拒絶査定に置いておりますので、それに水準を合わせて比べてみますと、大体十一万件弱でございますので、一万件くらいの強でございます。意匠につきましても、昨年大体二万五、六千やつておるのが昨年の実績でございます。が、昨年は庁舎の移転その他がございましてこれも非常に落ちておりますので実績から申しますと、昨年二万件に對して二万八千件というように増加いたしますが、三十六年が異常に低かった年でございますので、この点は増加にならないと考えております。

商標につきましては先ほど御説明申し上げたようにございまして。

○鶴岡哲夫君 審査官と審判官の問題を一応この程度にしまして、その他職員というふうな特許庁の統計が出ております。これが御承知のように、三十一年からずっと人間がふえなかった。少しはふえていますけれども、実際ふえなかったわけですね。そのために審査官なりあるいは審判官の増加に伴つ

てその他の職員がふえてこないというために、種々その業務の推進上問題があつて、そこで今回、今の御説明のような職員が二十名ふえ、そのほか定員化二十名、これは純増にならないわけですが、二十名ふえるということになったわけですね。が、ところで、公報関係は月十五時間の超過をやつてゐる。それにプラス二十五時間の超過勤務をやつてゐる。計四十時間という超過勤務です。そうして公報関係の相当のものを外注に出されておるのじゃないですか。まかない切れない、そこで外注に出されるということになるだろうと思ふのですが、その外注に出されることについては種々問題はあつておると思いますが、問題があると思ひますが、外注にどの程度出しておられるのか。それから、この公報関係で四十時間という超過勤務手当といふと、一週間分です。ですから一月一週間ふえるということになる。超過勤務がたいへんな労働だと思ふのですけれども、その点はどういうふうな考へておられるのか。

それから、特許権者に対して特許証を出されます。りっぱな紋章のついたやつを出されるわけですが、これが人員不足のためにほとんどストップしてゐるということですね。十万件くらいたまつてゐるのじゃないですか。それから、新法になりましたから商品分類が変わりましたね。その切りかえをやらなければならぬ。商標権カード、この切りかえが三十四年一月からストップしてゐるのじゃないでしょうか。つまり、審査官それから審判官のところにも非常に大きな問題がありますけれども、その他職員といわれて

いる公報関係あるいは出願課、審査系、事務系、そういうところにも非常に大きな問題があるのじゃないでしょうか。これらの点についてのお答えを聞きたいと思ひます。

○政府委員(伊藤繁樹君) 最初に公報の相当部分を外注に出してゐるのは問題ではないかというお尋ねでございますけれども、最近処理件数がふえて参りまして、したがひまして、公報を出さなければならぬボリュームが非常にふえてきましたので、現在は私どもが持つております工場ではどうしてもさばき切れません。したがひまして、その点は単価で申しますと、私どものほうがいかに安いわけでございますから、できるだけ庁内で処理したいと考えておりますけれども、早く公報を出すという至上命令もございしますので、これは大蔵省の印刷局のほうにお願いをしておるわけでございます。

それから超過につきまして、ただいま一人四十時間、相当な時間ではないかというお尋ねがございましたけれども、私どものほうとしては、月平均四十時間超過を出してゐる現状でございます。これも話し合ひの結果さういふ超過をやつてもらつておるわけでございます。非常に異常な超過が工合が悪いというものであれば、いつでも私どもは超過をしないであつたらうかと考へておりますが、現在はさういふ話し合ひで進んでおります。そういうことでございます。

それから、特許証が非常にたまつておるではないかというお尋ねでございますが、これは、特許権は登録いたしますと法律上それで効力を発効いたしますので、特許証はただ一種の儀礼的

にその証拠として出すだけでございまして、登録という行為が完了すればそれで法律的效果が発生するわけでございます。もちろん特許証をすべての人に早く出すということが理想でございますが、先ほど申しましたように、審査なり、審判なり、登録なり、そういう固有の事務に追われておるもので、これが停滯しておることは事実でございますけれども、実は、これは大きな会社や何かではこういうものをわざわざもらわなくてもいいところも相当ございまして、必ずしも全部が希望しておるわけじゃございません。したがつて、私どももいたしましては、運用をいたしまして、できるだけ早く特許証をもらいたいという人には優先的に交付するということで、実情に合せておるような次第でございます。

それから、商品分類が変わつて、三十四年一月までのものしかできておらないんじゃないかというお尋ねでございますが、これはちよつと間違ひでございます。いまして、三十四年一月までのものをやるという作業を今までやつてきたわけでございます。それはほとんど完了いたしております。それで、三十五年一月以降の分につきましては、大体現在までの分を三十八年の終わりぐらいまではこれをやる目標で、現在作業を進めておるような次第でございます。

最後に、事務系職員についてもっと十分配慮すべきではないかということでございますが、全く同意でございます。私どももいたしましては、できるだけこの事務系職員を補充することによって能率を上げる、そういうことで採用難を乗り切りたいといふこと

ふうに考へておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 今いろんな点について伺つてきたわけですが、三十四年の三月にこの特許庁関係の法律が全面改正されますときに、附帯決議がついておるわけですが、この附帯決議を再びこの委員会においてもつけなきゃならぬというふうな感じを持つわけですね。全然改善の道にない。滞りはふえる一方という状態ですし、さらに欠員の状況等につきましても、改善の跡が見られないというふうな実情ですね。はなはだ私どもとしては遺憾に存するわけですね。この附帯決議の一番目には、「今回の改正による特許料、登録料及び手数料の値上げに伴う増収分は、あつて人員の増加を初め、審査、審判事務の促進のための経費に充當し、出来得れば補正予算で措置すること。」という附帯決議がついておるんですね。さういふ當時佐藤大臣がちよつと大蔵大臣で、こへ出ておられたんですよ。善処したいということ。それがこの補正予算はつかかなかつたんです。ですが、幾らかの前進は見られました。ここには、増収分はあつて人員の増加その他事務の推進のために充當し、ということになつてゐますね。この法律が改正されてから、歳入歳出を見ますと、法律の改正前は六千万円ぐらゐの黒字ですが、改正後は五億円ぐらゐの黒字になつてゐますね。三十五年も約三億円の黒字になつてゐる。で、あつて人員増その他事務推進の経費に充當し、というふうな附帯決議がついてゐる。これは努力が払われていないように思ふんですけれども、いかがでしょう。庁舎の問題にいたしまして

も、一ぱい言いたいことがあるわけ

す。特に倉庫関係についてうんと言ひ

たが、おそらく非常な特許についての

あつたので大々了するつもりで

す。特に倉庫関係についてうんと言いたいですね。これは普通の倉庫と違うのですからね。職場ですよ。いずれにしましても、この関係はどういうふうにかえておられるのか、伺いたいと思います。

○政府委員(伊藤繁樹君) 先ほどお答え申し上げましたように、当時そういう議論がございました。私自身の立場からは全くそういうふうにかえるわけでもございませんけれども、大蔵省にもまたいろいろ立場がございまして、なかなか歳入と歳出とは当然バランスするという約束までには至っておらない現状でございまして、私のほうとしてはそういう原則論にこだわりのよりは、できるだけそういう実情を訴えて、そして予算をふやしてあげばそれで足りるわけでもございまして、われわれとしては及ばずながら努力いたして参りまして、不十分ではございますけれども、最近では非常に予算もふえて参りまして、先ほどちょっとお触れになりましたように、今度私どものほうも、一部ではございまして、非常に困難な仕事をしてる部分につきましては、冷房の設備までつけてもらったわけでもございまして、こういうことはよその普通の官庁ではないことだと思っておりますので、不十分ではございますけれども、その趣旨に沿って私どもも努力して参ったつもりでございます。

第一部 内閣委員会会議録第十五号

たが、おそらく非常な特許についての事務の停滞があり、また、そこで働く人たちが、労働も非常に重い、まあこういうような意味から、改善方についてのお尋ねがいろいろあったのだからと思ひます。私どもも、特許庁の事務が停滞して居ることは、産業の発展上非常に支障がある、かように実は考えておりますので、特に意を用いてこれが改善、内容の充実、または十分の業績を上げるように、こういうことで指導して参っております。しかし、なかなか国の予算そのものが、たゞいま言われますように、特別財源で全部を負うというわけにも参りません。私どもの努力なお不十分のように考えますので、今後とも一そう努力して参りまして、たゞいまのような停滞なりが起こらないように、またもう少し庁舎あるいは事務室等の整備につきましても、一そう意を用いなくちゃならぬ、かように考える次第でございまして。たゞいままでの努力が十分効果を上げており、ままた内容を整備していく、こういう考えであること、この機会に私からもつけ加えてお答えをいたす次第でございます。

〔速記中止〕

○委員長(河野三三君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員(河野三三君) 速記とつて。○石原幹市郎君 この特許行政の滞滞につきましては、私もここであらういろいろ大臣その他に質問してみたいと思つておつたのでありますけれども、鶴岡委員から非常に委細を尽くした質問があり、また特許庁長官からも、非常に今までのいろいろな苦心その他のお話が

あったので大體了承するのであります。が、しかし、本来ならばこの問題はもう一度附帯決議でもつけまして、行き詰まっておるこの特許行政の打開をはからねばならぬと私も強く考えておるものであります。すでに三十四年三月の特許法改正のときに一応附帯決議もやつておる、その後の事態を見ると、いろいろ苦勞をされてはおりますけれども、どうもまだ根本的解決法が立ってないやうに、私、思うのであります。先ほど大臣もこの特許の行政に、勸奨しなければならぬというやうなことを言われました。科学技術時代で發明を大いに奨励していかなければならぬときに、一方、それらのことについて非常に熱心にやつておられる人々に対して、その方面の仕事がこういうふうに滞滞しておるということは、私まことに申しわけない。特に、私は産業の振興ということばかりでなしに、民間がこれで非常に迷惑をしておると思ふのであります。熱心ないろいろな研究をしておるが、さてそれがいろいろの報告を見てみると、もう一方で研究されておつて、それがむだになる。こういう非常にむだな努力を払つておる人が各方面に相当出てきておると思ふのであります。この点はもっと親切に、まじめに考えていかねばならぬ問題であらうと思ひます。

そこで、先ほどいろいろお話がありました、なかなか人もやつて来ない、しかもおる人は出て行く。こういう問題に關連しては、やはり鶴岡委員も指摘されましたやうに、給与その他の面について、これは裁判官に私はやはり匹敵するやうな立場の者ではないかと思ふので、根本的にこの審査官その他の給与制度等についてもひとつ考へてもらいたいと思ふのであります。また、通産省傘下の試験機関にいろいろ活用されておるやうなことを言われましたが、まあこれらの点について、その活用方法をさらに検討してもいいと思ひます。私は、私にさらに一歩進めて、これはなかなかむずかしいことであらうと思ひます。けれども、民間にも各種のいろいろ研究機関等があるの、こういう方面にさらに委嘱するやうなこともできないことではなからう。これらのことについても研究され、あわせてことに特許料の収入というものは年々相当の収入が上がつて、黒字になつておるやうな事態、これは当然、思い切つてその収入は支出に充てるというくらいの本原則を立てていいのではないかと申すのであります。先ほど通産大臣から一応所信の表明がございましたけれども、私はさらに重ねて、三十四年のあれだけ強い附帯決議がついておりながら、今日はさらに書類が一そうたまつておるやうなこの事態は、これは黙過することができないと思ふので、通産大臣から重ねてもう一度、所信の表明をいただきまして、この問題に対する私の質疑を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤作君) 石原さんからたゞいま特許庁の行政並びに事務全般についての理解はあるが、同時にまた、御鞭撻の言葉をいただきました。たいへん私恐縮に存じます。先ほど鶴岡委員に對しましてもお答えいたしましたのでございますが、この問題については、与野党ともこの改善方を強く要望されておるのでございます。ことに三十四年に附帯決議もいただき、また、その附帯決議の線に沿つて、改善の努力はやつて居る際ではございますが、さらに重ねてかような意味においての御批判をいただきましたことを、たいへん私ども責任者として、恐縮に存する次第でございます。事柄の重要性にかんがみまして、一そう決議の趣旨を尊重して、一そうの努力をいたすことをこの際申し上げまして、御了承願ひたいと思ひます。

○委員(河野三三君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員(河野三三君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御意見もないやうでございまして、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員(河野三三君) 御異議ないと認め、それではこれより採決に入ります。通商産業省設置法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに御賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(河野三三君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもち、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二條により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例によりこれを委員長に

御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河野三三) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

午前の審議はこの程度にとどめ、午後一時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時四十八分開会

○委員長(河野三三) ではこれより内閣委員会を再開いたします。

まず、理事の辞任許可についてお諮りいたします。塩見俊二君から、都合により理事を辞任したい旨の申し出がありましたが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河野三三) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠互選を行ないたいと存じます。互選は、慣例によりその指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河野三三) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(河野三三) 次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。政府側御出席の方は、運輸省より、廣瀬官房長、辻海運局長、和達気象庁長

官、説明員として木内教育課長、岡田管理課長、岡部建設課長、増川参事官、大沢航空局技術部長、なお、防衛庁より、御要求により笹本政務次官、麻生参事官が出席しております。御質疑のあり方は、順次御発言願います。

○伊藤道雄君 運輸省設置法の中で、特に自動車審議会の関係で長官に伺いたいので要請したわけですが、長官は御都合があつて見えませんが、それまで代行者である笹本政務次官に主として伺いたい。

私が申し上げるまでもなく、最近、自動車による交通事故が激増しておるわけですが、その中でやはり考えられるのは、未成年者の大型トラックの運転、こういう事故が比較的多いわけですから、そういうことで、政府としてもこの対策の一コマとして、先般次官会議で、現行のいわゆる資格条件の一つとして、年令十八才を二十一才に引き上げようとの決定がなされて、先般閣議でこれが審議になったようでありまして、大体その次官会議の決定どおりきまりかかったところ、藤枝防衛庁長官から、特に、これは防衛力の低下である、こういう立場から、こういう考

え方から、強く反対されて、いまだに保留になっておる、こういうことを私は新聞で知ったわけですが、そこで、まづもって、政務次官から、その間の真相を承りたいと思つたわけですが、

○政府委員(笹本一雄君) 今、伊藤先生の御質問であります、交通対策についての世論もそうでありまして、それから、お説のごとく、閣議でも、また次官会議でも、これは話題になっております。道路交通法の一部を改正しようということが出ておりましたか

ら、今まで十八才から免許をとつておられたのであります、これを二十才までに引き上げたいというふうなふうになっておるようでありまして、防衛庁といたしますと、十八才から募集しまして、これが二年と三年になつております。三年のほうは、技術の修得、二年は、一般の隊員となつております。これが入隊と同時に、やはり自動車の技術の指導をするのであります。大型自動車というものが今八千台くらいございまして、それからこの運転する人が一万一千六百人くらいお

りまして、それで教育の課程からいきましても、入隊と同時に、やはり運転教育をしなくちゃならぬ、演習場のようなどころで運転指導をしていけるのはいいのであります、やはりこれは公道に出ては行動しなくちゃならぬ。大体これは公道に出るときは、指導者がついていた部隊の行動でありますけれども、こういう法案が出ますという、それに制約されるということになりますので、自衛隊の隊務の遂行の上に非常に支障を来たすことになりまして、この件につきましては、ただいま警察庁といろいろその実現の面において検討中でございます。まだ具体的案は出ておりませんが、近々われわれは、隊務を遂行する上に支障のないよう

に、今交渉検討中でございます。

○伊藤道雄君 そうしますと、隊員にして約一万二千、車両にして八千両、これが十八才を二十一才に引き上げると抵触する、そしてそのことは、具体的に防衛力の低下だ、こういう考え方、藤枝長官は反対された、こういうふうな解釈されるわけですが、先般、御承知のように、この法

案に直接関係のある自動車審議会が、これは三十五年の七月に設立されたのですが、一年、昨年延長になって、さらに一年延長になったわけですが、その最終の答申で、やはり大型トラックの運転資格については、十八才を二十才という具体的な内容はないわけですが、ただ、年令を引き上げるべきである、こういう意味の答申がなされておるのです。自動車審議会も同じ池田内閣の政府の機関であるわけですが、した

が、この自動車審議会の答申は尊重するのが池田内閣の建前であらうと思つたのですが、これとの関連はどういうことになるわけですか。もしこれに、十八才を二十一才に引き上げることに防衛庁が反対されるということになると、自動車審議会の答申の趣旨に反することになる。この点をいかように考えておられるか。こういうことは、長官が言われたのだから、政務次官は、私は知らぬ、と言えはそれまででしようけれども、やはり長官の補佐役である政務次官だから、やはりひとつ長官にかつて、この点お答えいただきたい。

○政府委員(笹本一雄君) 年令十八才を二十一才に引き上げる、これに対して、自衛隊が、一般の運転者の引き上げに対して反対するのでなく、さういふ申し上げましたこと、隊務遂行の上においてこちらに支障があるので、それを今警察庁と検討中でございます。それからまた、一万一千六百余人の運転をする人がおりますが、八千台の大型の車がありまして、八千台の大型の車がございまして、これは、現在はそのままでやつておりますから、その中の若年者に対しては現在はそのままでやつておりますけれども、あとあとやはり補充教育する上において支障がある、こういうわけでありまして、したがって、防衛庁がこの法案に対して、一般運転者に対するところの引き上げに対して反対でございませんで、さういふ申し上げましたこと、隊務遂行の上における教育の面において、自衛隊だけを別に考へてほしいということを、今警察庁と検討中でございます。

○伊藤道雄君 この一般の道路交通規則については、道路交通法があるわけですが、これに規制されているわけですが、それに対して防衛庁には、自衛隊法があるわけで、そこで自衛隊については、特殊な立場からそういう規定がまたできるのではないかと、思うのです。この辺の関係はどうですか。

○政府委員(笹本一雄君) 自衛隊法によつて、今お説のごとくでき得まして、この法案と一緒にする意味において、つまり自衛隊だけの単独の法律でなく、この道路交通法の中に、そういうような意味をやはり含めまして、今警察庁と交渉中でございます。以上御了承願います。

○伊藤道雄君 そこで、私どもは立場上、自衛隊の存在を認めてないわけですが、しかし、今そういう論議が中心であります。それから、そういう問題はしばらくおいて、大体十八才を二十一才に引き上げると、隊員にして約一万二千、車両にして八千両、これが抵触する、今直ちにそれが運行できないという羽目になるから、戦力の低下ということになる。一応そういうふうに進めると、純理論的にいうと、十八才を二十一才に引き上げるとは戦力の

低下にならぬ。十八才はまだ心身の發育が十分です。十八才から二十一才というこの三年間の發育状態は、心身ともに相当の進歩があるわけです。したがって、十八才を二十一才に引き上げる、そういう考え方は、決して戦力の低下にはならぬと思う。今当面考えると、一万二千名の運転手が運転できなくなる、こういうことで今直ちに低下するが、しかしながら、将来を見通した場合、十八才を二十一才に引き上げるといふことは、決してこれは戦力の低下ではない。だからこの三年間の發育によつて、今二十一才未満のいわゆる未成年者の大型トラックによる事故が非常に多い、こういうことから十八才を二十一才に引き上げたのだ、こういうことで、民間の運転手であれ、防衛庁の運転手であれ、これは変わりないと思う。だから、そういうことは私はちょっと了解に苦しむのです。發育十分な二十一才にして戦力低下といふことは考えられないわけです。こういう点ちよつと納得いかない、その点を……

○政府委員(笹本一雄君) 十八才、未成年者を二十一才にしたなら、もつと常識も発達して、そのほうが効率的にいくのじゃないかというお話でございませうが、十八才で募集しておりますので、やはり若いときのほうが技術を指導するには非常に能率的でありまして、各国でも、西独あたりにしても十八才から募集し、技術教育をいたしております。それから今お話の、一万一千幾らという現在の人たちにおいて隊務遂行の上には支障ございませうが、今度この法案が出ますと、今後の隊務遂行の上に支障を来たすと、こういう

ことでありまして、それからこのいろいろ事故率なんかを見ましても、さうぜん申し上げますと、技術の指導は、演習地その他でやりますけれども、やはり団体的に行動に出ます場合にも指導者がございまして、それで今までの統計その他を調べてみても、ほとんど弱年の十八才、十九才、二十才までの人たちの隊務遂行の上の運転行動についても事故はほとんど皆無という状態でありまして、かえってそれ以上に、単独に出た者のほうが事故率があるというようなことでありまして、今の御質問の二十一才以上になつて常識も整い、それからいったほうがいいのではないかとこのお話でございませうが、十八才からの募集でございませうから、その若いうちのほうが技術の上においても、整備の上においても非常に習得の率が高い、こういう状態でありまして、重ねてあれしますが、今戦力増強というお話がございまして、戦力減退ということを長官おっしゃったというお話であります。私ももちろん戦力もありませんが、隊務遂行の上においては、その十八才を制限されるという非常に困るというので、それで、さういふから申し上げておりますように、今警察庁のほうと交渉中でございまして、自衛隊法の単独のほうでございまして、いくというところ、これも今お説のとおり、世論としても非常にうるさいときでありますので、今鋭意あちらと手を相談いたしまして、われわれの隊務遂行が円滑にいくように交渉中でございませうので、御了承願ひたいと思ひます。

○伊藤頼道君 今の御答弁ですが、私いろいろな子供のころから運転やつてきて、實際経験ありますが、技術はなるべく年少のころから手がけたほうが非常に優秀な技術を伸ばすことができる、これはそれに間違いないと思う。ただ、事人命にかかわる自動車の運転手については、やはりただ単に技術だけでなく、精神力も手伝うわけですから、心身ともに發育旺盛なところになると、まだまだ十八才では未熟である、訓練は一向差しかえないと思う。やはり年少ほど訓練の成果は期待できるわけです。それはもうけつてうだと思ふ。ただ、事人命にかかわるから、今回、次官会議でも道路交通法を改正して、基本的心身の發育の期待できる二十一才といふところにめどを置いたと思ふ。だから二十一才に比較して三年の開きのある十八才ではまだまだ十分であるといふ考え、だからこそ實際問題として未成年者に相当の事故がある、統出しておる、こういうことが言えると思ふ。だから、訓練としては年少ほど効果は期待できるというには間違いないけれども、事人命にかかわるわけですから、そこで被害の多い自動車交通事故を是正しようとしておるこの際、やはり道路交通法がせつかくそういう方向に行こうとするとき、防衛庁ががんばつてこれを阻止するようなことになると、極端に言う、防衛庁の都合で国のそういう方向を変えてしまふという結果にも現実を解釈できるわけです。これは一考を要すると思ふのです。やはり防衛庁の都合はさうであらうけれども、やはり国をあげて交通地獄をなくそうといふ、そういう方向に行つておるとき、防衛庁だけの都合でこれを阻止すると

いうことになれば、はなはだ遺憾だといふことを申し上げておるわけです。その点についてお答えいただきたい。○委員長(河野三三君) ちよつと私からも、今、伊藤委員の御質問に関連して、先ほどからこの席で政務次官の御答弁を聞いておりますと、感じとして、隊務遂行上非常に支障があるから特例を要求しているのだと、こういうところに隊務遂行に重点がかかっているようにうかがえるのでございませう。それで、先ほどちよつと事故の統計の問題にも、やや抽象的でありましたが、お触れになりましたが、事防衛庁に關しては、過去の交通事故の統計に於いては、過去の交通事故の統計に於いては防衛庁はあまり事故を起こしてないのだといふ過去の実績ですね。これをもう少しお触れになつて具体的に御説明がないと、何か伺つていますと、隊務遂行上防衛庁は特権を持つてゐるのだといふふうに、そういうふうにおっしゃつてゐるのじゃないのです。そういう印象を受けるのですが、これも含めて御答弁いただきたいと思ふ。

○政府委員(笹本一雄君) 今、伊藤先生の御質問の、せつかく道路交通法として立案されるものが、防衛庁が反対でそれが通らないといふことになつたら、これはたいへんじやないかという御質問です。防衛庁としましては決してそれに反対をするのじゃない。それは交通整備に對しても、これはぜひ望ましいこととてございませうが、たゞ、さういふ申し上げました、自衛隊といたしますといふと、自衛隊の隊

務遂行の上におきまして、十八才から募集しておりますが、二年と三年になつております。三年は技術習得、一般が二年であります。その間に機械化部隊の習得をするには、どうしても十八才、十九才、二十才の間にやらなければならぬ。これは演習その他において指導しますのですが、どうしても部隊行動ということになりますと、行動に出ますときには大体自動車運転者といふのは、部隊長等の指導のもとに、自由行動といふことはほとんどないのではありません。それから今委員長のお話でございませうが、統計からいいますと、これはどうかと思ひますが、十八才から二十才くらいの自動車の運転に對してはほとんど事故がございませう。二十二、三才、単独の運転をするようになるというところから事故が出てきますが、年少者はやはり指導のもとにやつておるので事故はほとんど皆無のような状態でありませう。したがって、また、そういう趣旨で、今度の法案に對して警察庁にそういう意味において特段の、隊務を遂行する上において支障のないようなことについて交渉をしております。この法案に對して防衛庁がこれをくつがえすようなことは一つも考えておりません。

以上でございます。○伊藤頼道君 伺わんとすることに對しての大体お答えはあつたようですが、繰り返し申し上げるやうに、今特に交通事故の多い、わけて自動車交通事故の多いなか、国をあげてその事故解消に乗り出してゐる。たまたま次官會議で十八才を二十一才、そういう案に對しても一応まあ閣議でも保留に

なっている、そういうような情勢で、この道路交通法のいわゆる改正に対して、防衛庁の態度によってこれが左右されるようなことのないようにひとつ最後に強く要望申し上げて、防衛庁に對するお尋ねは終わりたいと思ひますが、次いで運輸省にお伺ひいたしますが、この法案をいろいろ拝見いたしますと、まあいろいろ項目があるわけですが、港灣技術研究所を新設するという項目について、この研究所の中には多くの研究室が設けられるのであろうと思ひますが、具体的に一体どういう研究をなさるのか、こういうことが一点と、それからたとえばですが、土性研究室と基礎土研究室、似たような名前の研究室があるわけですが、こういうようなところは一体どういうふうに進出していくのか、いわゆる官公について具体的に伺ひたいと思ひます。

○政府委員(廣瀬眞一君) 先生のお尋ねの前に、現在港灣技術関係の調査研究をどのようにやっておるかということとをちょっと簡単に申し上げます。現在実は二つに分かれてやっておりますわけですが、一つは運輸技術研究所の中に、港灣部門が、港灣の木工部と土質部それから施設部と三つございまして調査研究をやっております。それと別に港灣局に調査設計室というのがございまして、ここでやはりある程度似たような港灣の調査設計というものをやっております。したが、それが分かれておるといことは、合理的な調査研究の点で欠ける点がございまして、この二つの部門を一緒にいたしまして、新しく港灣の技術研究所を新設しようというものでございます。

新しく作ります港灣技術研究所の組織といたしましては、定員はほとんど今の二つの部門を合わせたものでございまして、組織といたしましては、管理部と、それから研究部を三つ作るというふうに考えております。研究部をさらに分けまして、研究室が十二というところで、従来申し上げました運輸技術研究所の港灣部門と、港灣局の調査設計室でやっておりますようなことを統合いたしまして、統一的にやろうという内容のものでございます。

○伊藤顯道君 今度新たに館山に海員学校を新設するという提案ですが、今海員学校は全国で九校ほどですが、九校あって、毎年千四百五十名ほど卒業生がある。そこで、この約千四百五十名毎年出る卒業生は一体どういう方向へ進出していくのか、いわゆる官公、そういう方面に出るのか、それとも民間会社に出るのか、こういうような進出は、一体どういう方向に出るのかという点を要点だけ伺ひたい。

○政府委員(廣瀬眞一君) 今お尋ねございましたように、現在海員学校は九校ございまして、今度新しく館山に一校新設しようというものでございまして、生徒数は、従来本科と申しまゝは、これはデッキと機関部でございまして、これが千九十名、そのほかに補導科というのが三百六十名、これは早くいえば船のコック、司厨科でございまして、こういう養成をやっておりますが、この卒業生は、大部分が民間の外国航路の船に乗り組んでおります。現在外航船の乗り組みの普通船員の約四〇〇名というものはこういう海員学校の卒業生をもって占められております。

○伊藤顯道君 そうすると、養成するのは、政府が養成して、そして大部分、まあ一部は官の方面に行くでしょうが、大部分は民間船会社の方へ進出するということになる、大体民間会社の方へ進む指導援助と、そういう立場からそういうふうになっておるものと考えられるわけですが、そういう趣旨で最初からできたものなのか、こういう点はどうですか。

○政府委員(廣瀬眞一君) この海員学校ができましたのは昭和十四年でございまして、一番最初のは岡山県の児島海員学校でございまして、これは最初から何と申しますか、補導教育的なものでございまして、一般の学校教育とは違つたものでございまして、それで政府においてこういう普通海員を養成して、民間の船に乗り組ませるのはいかかかという御質問かと存じます。これは従来からこういう補導教育という意味でやっておるわけでございます。また御承知のように、外航海運におきまして、国際競争というものが非常に激しゅうございまして、政府におきましては、いろいろ金利負担の軽減とか、船舶の性能の向上といったいろいろな措置もとって参つておりますが、やはり何と申しましても優秀な海員を確保して、能率のいい船舶の運行を行なわせるということも国際競争という立場から考えましても必要でございまして、従来からやっております方針を堅持して参りたい。それでこの際、海員の需給状況にかんがみまして、館山に一校新設したい、こういう趣旨でございまして。

近の入学率は大よそどの程度ですか、そういうのを簡単に伺ひたいと思います。

○政府委員(廣瀬眞一君) 入学資格は中学校卒業以上でございまして、年令は、甲板科におきましては十五才以上十九才未満、機関科は同じく十五才以上十九才未満で、補導科と申しますか、司厨科のほうは十五才以上十九才六ヵ月未満という入学資格でございまして、競争率は、九つの従来の全校平均いたしまして二・六倍程度の競争率でございまして。

○伊藤顯道君 次に、海運企業整備計画審議会、こういう新たな審議会を新設しようとしておりますが、この中の委員九名を説明して、そのうち四名が銀行関係ですね。これはどういう観点からそうなっているのか。それと三名は学識経験者ということなんですが、この学識経験者というのは一体どういう観点から、またどういう方向の人を意図しているのか、こういう点を伺ひたい。

○政府委員(辻堂男君) この整備計画審議会の委員を何名にするかはまだ最終的にきめていないのでございまして、今御指摘ございましたように、大体八、九名でやりたいと考えております。

で、委員の構成といたしまして、四名程度金融機関の方をお願いしたらどうかというふうに考えているのでございまして、その理由は、実は現在、わが国の海運界は非常に企業基盤が脆弱でございまして、今後いわゆる所得倍増政策に即応して大量の外航船舶を建造して参りますには、何とかある程度の助成措置が必要ではないかというふうに考えているのでございまして、こ

れに對しまして、昨年来、海運造船合理化審議会の答申もございまして、また、政府部内でもそういう点についていろいろ検討しているのでもございまして、既往の開發銀行の融資の金利を一部猶予してはどうか。それが可能ならば、それと一緒に融資いたしております市中の金融機関もその開發銀行の措置に對応いたしまして、市中金融機関から貸しております金利を一部猶予を考慮してもいいというふうな情勢に相なっております。最終的には、なお私どもと財政当局との間で多少の意見の相違がございまして、政府としてはきまつておりませんが、そういうふうなものも近く実現するのではないかと考えている次第でございまして、それらの措置ができると思はれますれば、金融機関としましては、みずから貸しております融資の金利の猶予という措置にも関係いたしますし、また、一般的に金融機関は、産業各界の事情に明るい立場にあるものでございまして、そういう意味で金融機関の意見をよく聞くべきではないかというふうに考えている次第でございまして。

それからなお、学識経験者の件でございまして、これは各委員会が学識経験者ということで委員の方が選ばれているのでございまして、問題がやはり海運のことに関するものでございまして、産業経済に明るい方を考えていきたい、かように考えている次第でございまして。

○伊藤顯道君 次に、航空交通管制本部の所在地を改める、こういうふうな一つ提案がなされておりますが、そこで伺ひたいと思いますが、この管制本部の仕事と、自衛隊の航空機、それか

ら米軍機、それとの関連は一体どうなるのか、この点をまずお伺いしたいと思う。

○説明員(大沢信一君) 御説明申し上げます。

管制本部で行なっております航空交通管制は、航空法に基づいて行なっている業務でございます。その管制を行っております範囲は、航空法にきめておりまして航空交通管制区と管制圏、大臣が指定いたしました範囲内において管制を行なう。これは日本としては法律に基づく唯一のものでございまして、自衛隊は、この管制区または管制圏の外で自衛隊が専用いたしております飛行場その他について、業務的には似たような管制をやっておりますけれども、これはいわゆる航空法に基づく管制ではございません。それから米軍のほうは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定というものがございまして、この第三條の規定に基づいて米軍が自主的に航空法の規制に関する業務を行なっております。この業務は、同協定第六條第一項の規定による運輸省の行なっております管制業務と、お互いに協調の関係に立っております。

○伊藤道雄君 この自衛隊機と、米軍機はその離着陸については、この管制本部の指揮下に入るわけですか。

○説明員(大沢信一君) ただいま申し上げましたように、大臣が指定いたしました、いわゆる航空法に基づいて指定いたしました管制区であれば、全部私たちの行なっております管制の指揮に従うということでございます。

○伊藤道雄君 そうしますと、その個々の場合でみな違うのですか。原則はきまっていますのですか。その協定協定によって違うわけですか。その点を。

○説明員(大沢信一君) 個々の場合に違ふというわけではございませんが、大きく分けまして、航空法で指定をしております管制区、わかりやすく言えば飛行場と、それからそれ以外の、です。それから航空法では、いわゆる飛行場というところにならないわけなんです。米軍だけが使っている、あるいは自衛隊だけが使っている飛行場における場合、この二つの種類があるわけでございます。

○伊藤道雄君 そうしますと、そういう観点から、飛行中はどうか、そういう同じですか。

○説明員(大沢信一君) 飛行中も先ほど申し上げました管制圏というものが、いわゆる大部分が航空路というものでございまして、これも指定してございまして、ですからこの管制圏内、つまり航空路を飛んでおります場合は、管制本部の指示を受ける。

○伊藤道雄君 最後に、自動車審議会の廃止に関連して、二、三お伺いしたいと思つて、この自動車審議会は、三十五年の七月に設置されて、昨年の三月になって期限がきたので廃止になるところ、運輸省の切なる要望もあつて、この提案があつて、一年間延期になったわけですか。そこで、その期限も本年三月末で切れるわけですか。そこで今度は廃止にされる。そこでお伺いしたいのですが、そうだとすると、その一年延期して、具体的にどのくらゐ審議会を持って、まあ回数だけで審

議会が熱心であつたかどうかというところはわからぬわけですが、まあ参考までに、一年延長してその以後この一年間にどのくらい審議会というものは持たれたか。相当ひんぱんに持たれて、熱心にやつたということであるならば、一年延期した価値が十分ありとも考えられるわけですか。そういう意味もあつて、まずその点を伺ひたいと思ひます。

○説明員(増川達三君) 初年度におきましては月に一回あるいは二カ月に一回ぐらゐの開催であつたこともございしますが、その間は基礎資料の収集に非常に力を入れておりまして、第二年度に入りましてからは一カ月に一回ないし二回ずつ開催をいたしてございまして。去る三月の二十六日の最終総会におきまして最終答申をいただいたわけでございます。そのほかに、途中で、昨年の八月に中間答申もいただいたしております。これはハイヤー、タクシの關係だけに限られた答申になっておるわけでありまして。

○伊藤道雄君 運輸省としては、この一年延長することによって十分この自動車審議会は成果を上げたものと見ておられるのですか。もうすでに最終的な答申があつたわけですから、もちろんその内容によって十分検討されたと思ふのですが、この点はどうか。

○説明員(増川達三君) ハイヤー、タクシに關しましては、ちょうど自動車の事故防止あるいは輸送力増強ということが非常に問題になった時期でございまして、ちょうどその時期にも符節いたしておりましたので、直ちにこれに基づきます通達その他の措置を講じられたわけではございまして、非常に

効果的であつたと存じます。なお、その後バスあるいはトラック等につきましてもいろいろと御審議を願ひ、また、事故防止の点につきましても広範な御審議を願ひました結果、これに基づく最終答申が出たわけではございまして、十分これらの御意見を尊重いたしまして、これをその面に反映して参りたいと考えておるわけではございまして、非常に成果は十分あるものと考えております。

○伊藤道雄君 警備運輸大臣にお伺ひしたいところではございますが、まあお見えになつていないのでまずいのですが、運輸大臣は、三月十六日ですが、衆議院の内閣委員会に質問に答えて、この審議会はこれで終わるけれども、廃止するけれども、新たに今度は總理府に交通基本問題調査会ですか、交通基本問題調査会を作ることになるので、そのほうで研究したほうがむしろ成果が上がるという意味の答弁をなされておるわけですか。で、最初に申し上げたように、言われたのは長官なんです。それから、長官にその点を確かめたいと思ひますけれども、今残念ながら見えておりませんので、この点ちよつと納得しかねるわけですか。一年間の期限で設置して、またさらに一年延長する必要があるということでは一年延長したわけですか。これも考えられぬことはない、十分成果を期待できなかつたので、さらに一年延長と、これもわかるのですが、そこで先ほどの御説明では、十分成果を上げたというお答えであつたわけですが、そうだとすると、もう十分成果を上げたのなら、それでいいわけですが、今度は新たに交通基本問題調査会を作つて、そちらのほう

で研究したほうがいいのだ、そういう点がちよつと納得しかねるわけですか。その点の關係をひとつお聞かせいただきた。

○政府委員(廣瀬一君) 大臣はおそらく、まあこれはある程度推測になりますが、自動車審議会は運輸大臣の諮問機關として設置をされておるものでございまして、したがひまして、ほかの省庁に關連する面にも多少触れておりますが、やはり運輸省所管業務について、主として検討、審議をして参つたわけではございます。この点につきましては、今参事官が申しましたように、運輸省としましては十分に審議をしてもらひ、一応きちんとまとめた答申をもらひましたので、これを今後実施面に移して参りたいと、大臣が申しました今度總理府に設置されます交通基本問題調査会と申しますのは、御承知のように、交通問題、これは非常に關係する面が廣うございまして、単に運輸省だけでございまして、あるいは警察庁、あるいは建設省といった非常に多岐にわたる行政でございまして、最近の重要な交通問題であるこの交通基本問題調査会で広く高い見地から取り上げて参るといふことは非常にけっこうなことであるといふふうに大臣は考えておるのではないかと、うふうに存じます。

○委員長(河野謙三君) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(河野謙三君) それでは速記を始め。

○伊藤道雄君 自動車審議会は自動車行政についての課題、問題点を解消す

たしてあります飛行場の優先性の問題です。米軍優先、自衛隊優先、その次に民間優先という順位でやられておるのか、それとも相手は命を投げ出してやっているのだから、乗せてもらった民間人が負傷しちやないへんだというので、生命その他の保障から、こういう共用飛行場の使用については、民間機優先と、こういうことでやられるように指導されているのか、この点どちらですか。

○説明員(大沢信一君) 共用飛行場の優先の問題は、特に米軍が優先、民間が優先ということはいきません。ただ飛行場の種類によりまして、ジェット機が非常に燃料をよけい食いまし、この燃料がないというような場合は、この燃料を要するに、早目に到着したものを、先着順といいますか、そういうことで、軍だ民だという優先順位はございせん。

○横川正市君 そうすると、自衛隊のジェット機の飛行訓練をやっている時間表というのは、常にそういう共用飛行場の場合には、時間割をきめて、事前に、そしてその訓練時間と、それから民間機の発着と競合しないように、一緒にならないように事前に打ち合わせをして使用されておるのですか。

○説明員(大沢信一君) 飛行場によって必ずしも一緒ではございせんが、たとえば小牧の飛行場、これは自衛隊と民間が相当数共用しております。それから板付の飛行場は米軍と民間が共用しております。こういう場合はあらかじめ御指摘がございましたように、協議会をもちまして大体のスケジュールを相談してやっております。すべて飛行機は出発前にフライト・プランと

いうものを出して、帰りの到着時間を通報しておりますので、管制しておりますほうではあらかじめわかっておりますわけでありませう。

○横川正市君 これはたまたま私も飛行機に乗ってぶつかる事例ということで私は話をするわけじゃない。少なくとも民間航空の人たちの中から何とかならぬものかという声を聞くから私は質問しておるわけであって、この点はひとつ防衛庁、米軍と民間航空共用飛行場の使用計画については、運輸省で責任を持ってやってもらわなければいけないと思うのです。

それからもう一つ、何回も私はここで質問をした経験があつて、善処しようという答弁をもらっているわけですが、千歳の飛行場の通過地点ですね。ちょうど民間の使用地とそれから共用飛行場へ入る通過地点に米軍に雇用されている管理人ですか、それと警察官と、何か二人か三人一つの場所に立つて、そして通関するときは一々自動車人については、私は一番問題なのは、自動車はまだがまんできると思ふのです。個人のあすこの通過のときには非常に厳重な何か取り調べをするようです。ことに飛行場に送りに行つて、帰りに、ぼつぼつ個人で帰つてきたりするといふいろいろな尋問をされて、そして非常に不愉快な思いをさせられるといふことを聞いています。これは、私は、民間航空とそれから軍の、米軍あるいは自衛隊の通路を、何といひますか、道路を変更したらどうかといふことを何回も要請したのです。ところが、それはそのまままだ放任されておるわけですよ。なぜあれをする必要が

あるのか、私には全然わかりません。たとえば自動車が行つたらバスを渡す、行つた帰りにバスを置いてくる、これは何か理由があるのですか。それから送りに行つた者が道路を通過して出てくる。それに何の用事だ、どうだと言つて尋問しなければならぬ理由といふのは何かあるのか。これは私どもにはちょっと理解ができません。ことに自動車優先、個人の場合には非常に変な目で見て取り調べを受けるというやうな差別を要するこの関門で行なっているといふことについては、どうも腹に据えかねる問題だと、こういうことでどうも何年かやっているわけですよ。だから、あすこを、軍の地域といふのは道路をあけていってわかるわけですからね、軍のところへ行くのには通用門別に作ればいいのです。そして民間航空に行くところの道路といふのは、一本別にはっきりしておけばいいわけですよ。そのくらのことはあすこは広いのですから何ばでもできるわけですね。それをやらぬ理由がどうしてあすこに掘立小屋みたいなものを建てて、一々夜も夜中も人が出てきてただバスだけ渡している、そういうことを今もつてやらなければならぬ理由があるのかどうか、私にはそれがわからぬのです。その点を言つたら、善処しよう、善処しよう、答弁を前二回もらっているわけですが、今もつてこれはそのままだなっているわけですか、これは秘密がどうだとか、軍の品物を持ち出すとか、そんなものは全然ないのですよ。その点を私は日常のあすこは生活の延長のところで、変な疑いをかけられるやうな関門があ

るといふことについては、不愉快ですから、この点ひとつどうされるか、この機会にお聞きしておきたいと思ひます。

○説明員(大沢信一君) ただいま御指摘になりましたやうな御迷惑をかけるやうな地域といふのを私はまだ経験したことがないのでよくわかりませんが、今まで御質問があつたと思ひます。現に千歳の町から入りますゲートにもとも米軍が立つておりまして、その後大部分が自衛隊にかわりまして、自衛隊の衛兵といひますか、それがおりますことは私も存じております。ただ今後の措置といひましては、あそこにもう一本新しい滑走路ができました、その向かい側、結局今ございましてターミナルの正反対の側に民航のターミナルができました。いわゆる民航地域ができました、それが完成いたしますと、全然向かい側から出入りができますので、ただいまお話のやうな不愉快なことはなくなるのだらうと思ひます。

○警備哲夫君 初めに、今度館山に海員学校をお建てになるわけですが、この海員学校といふのが今度十になる。それで気象大学校といふのができるのです。海上保安大学校、海上保安学校、航海訓練所、これは運輸省の海運関係については実に大学校あるいは学校といふものが多いわけですね。それで、今の海員学校で、この海員学校は試験を受けて入りますという、職員として取り扱って給与を支払っている、そして教育するわけですね。気象大学校もそうだと思うのですがね。これは海員学校の例では、先ほどその九〇

分は民間会社に行かれます。学校教育でない、文部省所管の学校でない学校といふのは運輸省の関係にたくさんあるわけですね。この海員学校だけの例をとってみても、おそろしく文部省所管の学校よりも、このほうが多いんじゃないかと思ふのです。こういう点が私ども海運関係では問題にしてやうな議論しなきゃならぬのじゃないかという気がしておるわけですね。学校教育を受けない者が学校教育を受けたと同じやうな経歴を持つて海運界にどんな進出をするという考え方はどうですか。これはどうも私セクトといふものがどういふものですか知りませんけれども、問題があるといふふうに思ひます。大学校といふのはいいのですが、大学といふのはこれは文部省所管であつて、校がつけばこれは運輸省所管だと、こういうことですね。統々大学校ができるやうですね。技術大学校、気象大学校もできますし、農林省も今までは水産講習所といつておつたのですが、これを水産大学校……どうも妙なやり方だと思ふのです。いづれにしても、海員学校といふのは試験を受けて、入つたら公務員として扱ふわけですか、給与を支給してやるわけですか。

○政府委員(廣瀬一君) 海員学校は先ほど申し上げましたやうな資格の者から試験をやりました、採用します。これは生徒でございまして、別に公務員はございせんし、したがって、給料等はもちろんで出しておらないのであります。

○警備哲夫君 そうならば、特に運輸省が文部省と別に自分のところの職員を訓練しているのは教育する、あるいは

再訓練するという必要上学校みたいな、あるいは訓練所みたいなものを設けられるというところはなすけまされども、そうでない純然たる学校を文部省所管外に運輸省がこういうふうにとくさん持つておられるというのはどうも解せないですね。これはいづれあとのほうでまた伺いたしますけれども、その点について答弁がありましたらひとつお答えいただきたい。

○政府委員(廣瀬一君) 海員学校は、先ほどもちょっと申し上げましたが、普通の学校と違ひまして、文部省が所管しておりますのは一般の教育をやっておるわけでございます。これは職業補導教育でございますので、したがひまして、文部省の所管でなくて、また、学校とはやや性格が違ひまして、補導教育機関というふうに考えております。

○鶴岡哲夫君 気象庁の問題につきまして、今回、運輸省の設置法の一部改正で、気象庁研修所の名称が、今までは気象庁研修所と言つたものを大学校にする。それから気象庁の定員を六十八名新規増、それから二百六十九名定員化する、こういう内容になっております。そこで、この気象庁研修所の気象大学校というのについて伺いたいわけですが、気象庁研修所は、今度大学校になって、そして職員に対して、気象業務に従事するために必要な教育及び訓練を行なう。本科が三十名、普通科六十名、専攻科八十名と、こうなっております。で、本科は中堅幹部職員を養成するのだ。高校卒から採用して二年間教育をする。高校卒で試験を受けて入ると公務員となる。で、行政職俸給表の八等級の二に格づけをし

て、そうして二年間教育をする、こういうことであります。そこで、これは二年間教育するわけですから短大と同じような形になるわけですが、三十五年度二十七名採用したところが、入ったのは八名、十九名は来なかつたわけですね。応募なし。三十四年度は二十四名採用したけれども十四名入学した、こういうわけですね。こうしますと、一年生は三十名の予定のところ八名しかいない。二年生が三十名のところ十四名しかいない、こういうことになるわけですか、その点お伺いいたします。

○政府委員(和達清夫君) ここで三十名と申しますのは、一年生が十五名、二年生が十五名の意味でございます。たゞいまの気象庁研修所の受験者は三十倍以上でございます。非常に成績のいいものが殺到して参る。それが国立大学の試験の前でございますので、そういうものが優秀なる国立大学にたいして受験して、また入ったというような事情から、そういうふうなことから、われわれのやり方にも大いに反省すべきところがあるんですけれども、ついに十五名採ろうとしたのが採れなくて、十四名になったり、はなはだしうときは八名になったことがございまして。今後こういうことのないように極力努力いたしたいと思つておる次第であります。

○鶴岡哲夫君 一年が十五名で、八名になったり、ひどいときは一名になったり、二年生が十五名、それで大学校だと、こういうわけですね。そこで、確かにおっしゃいましたように志望者は非常に多いようです。たいへんな

激しい競争のようですが、たいへんたくさんの方が受験をして、優秀な人が受験をするのだけれども、実際は気象研修所の試験が国立大学の試験に非常に類似し、それに匹敵をし、あるいはそれを上回る試験だというわけで、腕だめしに受験をするというところのようですね。したがって、六十倍、五十倍という人が受ける。しかし、受かつてみるけれども、人は来ないというわけですね。それでこのことは、これは気象庁の仕事というのが非常にじみな仕事でありますし、台風が起きたとき、あるいは災害が起きたというようにときにははなはだしくクローズ・アップされまされども、非常にじみな仕事である。それに比べて勤務条件というものがよくない。待遇もよくない。逆に言いますれば、じみな仕事で非常にきびしい勤務条件の割には経済的に恵まれない。そこで来る人がいないということになるのじゃないでしょうか。

○政府委員(和達清夫君) 最近理工系大学の卒業生で人事院試験を通じて気象庁へ参った者の中で、採用しようとしたところ、ついに一名になりました。そのために特別に人事院にお願いいたしまして特別の採用法をいたしまして、そのあと七、八名補充いたした次第でございます。このような状況にかんがみましても、気象事業のようになかなかある数の技術者の補充をして参らなければならぬところは、そのときの世の好景気その他のことにわづらわされずに一定の職員を採用したために、以前気象技術官養成所というのがありまして、専門学校によつて気象庁の将来中堅もしくは上級にまで進み得る者までも養成して参りました。今日気象庁をささえておるのとはほとんどそれであると申してよい状態でございます。それが戦後になりまして、いろいろな事情から昭和二十六年に気象庁の研修所というふうになりまして、そこで職員再教育をするというふうに改められた。そうしてそれが初めは一年以上長い研修がなかつたのでありますけれども、前に申しましたような趣旨を取り入れまして、高等部を増設して、二年のものが行なえるようになったというようにいたして今日まで参つた次第でございます。そこで、先ほど来のお話のように、近年では公務員というものの対して学校卒業者があまりに希望しない状態になって参りました。何とかして優秀な若い技術者を気象庁で確保したいというために、人数はただいまのところは本科生一カ年十五名はわずかでありますけれども、研修所というのではやはり若い人たちに對して響きも十分でないし、また、学問をする上からも気象大学校という名前は、ほかのこういう機関、必ずしもほかの大学校も人数において多いものばかりときまつておりません

ので、従来の研修所の高等部というものをもちて気象大学校の本科とし、従来の研修所において行なわれましたように専門の教育をそれぞれ普通科、専門科というようにして、そうしてこれら合わせまして百名くらいの従来の研修員を教育して参りまして、それを合せて気象大学校にいたし、本科生は短期大学と同様の二カ年をもつて気象事業に必要な教育をし、他の専門的教育は場合によつては大学、それ以上高い技術の教育もし、そうして気象業務の技術水準をますます高めたと思つてゐる次第であります。

○鶴岡哲夫君 研修所を大学校にしたほうが響きがいいという、そういうことは確かにあると思ひますけれども、しかし、問題はやはり気象庁というところに勤務する勤務条件というものが非常にきびしいわけですし、また、非常にじみな仕事ですから、そういう中でやはり恵まれない経済条件では、やはり昔みたいに何か天職みたいに心得てというわけにはいかないようなふうになつておるわけですから、私は気象庁全体にわたつての勤務条件なり経済的な諸問題というものを解決する、そういう努力がなければ、単に研修所を大学校に改めたというところで希望がつかぬがれるような事態でないではなからうかというわけですが、そこで本科につきましては一応内容伺ひましたが、あとこの普通科、専攻科が、これは気象庁の今の勤務条件が非常にきびしいわけですし、なかなか休暇等も取りにくいような条件にありまして、なかなか普通科なり専攻科なり入るのも気がひけるというふうな実情じゃなからうかと思うのです。せつかく入りました。

○政府委員(和達清夫君) 最近理工系大学の卒業生で人事院試験を通じて気象庁へ参った者の中で、採用しようとしたところ、ついに一名になりました。そのために特別に人事院にお願いいたしまして特別の採用法をいたしまして、そのあと七、八名補充いたした次第でございます。このような状況にかんがみましても、気象事業のようになかなかある数の技術者の補充をして参らなければならぬところは、そのときの世の好景気その他のことにわづらわされずに一定の職員を採用したために、以前気象技術官養成所というのがありまして、専門学校によつて気象庁の将来中堅もしくは上級にまで進み得る者までも養成して参りました。今日気象庁をささえておるのとはほとんどそれであると申してよい状態でございます。それが戦後になりまして、いろいろな事情から昭和二十六年に気象庁の研修所というふうになりまして、そこで職員再教育をするというふうに改められた。そうしてそれが初めは一年以上長い研修がなかつたのでありますけれども、前に申しましたような趣旨を取り入れまして、高等部を増設して、二年のものが行なえるようになったというようにいたして今日まで参つた次第でございます。そこで、先ほど来のお話のように、近年では公務員というものの対して学校卒業者があまりに希望しない状態になって参りました。何とかして優秀な若い技術者を気象庁で確保したいというために、人数はただいまのところは本科生一カ年十五名はわずかでありますけれども、研修所というのではやはり若い人たちに對して響きも十分でないし、また、学問をする上からも気象大学校という名前は、ほかのこういう機関、必ずしもほかの大学校も人数において多いものばかりときまつておりません

いと思うけれども、自分が受けるという補充がつかないし、その仕事を人がかわっていかねばならないというように、実際普通科なり専攻科の運営もなかなか当局のほうで考へておられるように動いていないのじゃないかというように推定をいたしておりますが、普通科、専攻科の状況ですね、伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(和達清夫君) 先生の御指摘のように、気象庁は現業であるというところ、日本じゅうの非常に僻地にまでも多くの官署を持つておられるというので、いろいろ待遇の上からも今後改善されねばならぬということが多いと思ひます。その面に関しては十分努力したいと存じております。なお、そのような従来の研修所で申しませんが、研修所におきまして、遠いところで採用された若い人も、勉強して高い技術を与えたいというのが普通科でありますし、また、日進月歩の科学におくれないうにすることを特殊の科目及び技術を教えるのが専攻科であります。できるだけ全国から現在働いておる人々を集めて教育いたしたいと思ひ、先ほども申しましたように、まあそれぞれに数カ月あるいは一カ月というように、ものによって時期を区切りそれぞれ繁忙なところでありませうけれども、お互いに助け合つて業務に支障を来さないような範囲で、従来まあ延べ人員百人には満たませんが、そういうような人を教育いたしておる次第であります。

○鶴岡哲夫君 ここにありますように、本科が三十名とありますが、まあ実際はその数は少ない。普通科、専攻科を合わせますと百四十名程度なければならぬわけですが、これが百名に足らずしかないという、非常に苦しい状況だと思ひますね、大学校としては、これはやはり気象庁全体の勤務条件なりあるいは経済条件が悪いということに根本があるのじゃないかと思ひます。それけれども、そういうのに対しては私もちょっと考慮を払ふ必要があるのじゃないかというふうに感ずるので、社会的に非常に重要な仕事ですし、航空機の問題にいたしましても、日常の生活にいたしましても、あるいは海運業にとりましても、全般の、私どもの社会生活に非常にまあ貴重な仕事なんです、何せ仕事に非常ににじみで、人里離れたところにたくさんおられなければならぬ実情ですから、何かそういう面に特殊な考慮を払ふなければならぬのじゃないかというふうに思ひますけれども、さりとて私はどうしたらいいかというのを具体的にここで申し上げられないわけですが、さらに中に入りまして、もう少しこれはお尋ねして、改善すべきものはひとつ改善していただきたいというふうに思ひます。

気象庁に大体五千六百名ぐらいの人が勤めておられるわけですが、それで今回六十八名の新規増を行なわれたわけですが、この六十八名の新規増というのは一体気象庁としては何名ほど要るということに御要求なさつて六十八名になったのか、それを伺いたひので、

○政府委員(和達清夫君) ちょっと正確な数字をいま記憶しておりませんが、けれども、これよりも三、四倍だと私は記憶しております。もちろんそれは

予算としまして計上されなかつた分もありまうので、そういう関係もございませうけれども、今度認められたものが七十一人、それから定員外の職員の定員化に伴つて二百六十九人ふえました、合計として、それに特殊の業務で三人ばかり減少したものがございまして、まあ結局としまして三百四十人の増になりました。まあ近來になりまして、特に気象業務はサービシスの業務が多くなりまして、なかなか定員というものを普通に勘定したものと仕事を間に非常にバランスが取りにくく、私もはできるだけ能率的に仕事をいたしますけれども、定員というものがもう少しあれば、サービシスも十分できるというふうに考えておるわけでありませう。

○鶴岡哲夫君 定員はまあせつかく要求されたわけですが、サービシスが非常に強要されるのじゃないかと思ひます。そういう面もありませうし、たいへんにサービシスが強要されると思ひ、それだけにまた、労働条件は悪くなつていくわけですから、全国的に見まして五つの管区があつて、五カ所の管区気象台、それから各府県に県区気象台、地方気象台四十五、それから特区に百二測候所、それから特区、通報所というやつですね、この地区並びに特区ですね、これが非常にまかく離れて、人里離れたところに存在しておるわけですが、特に特区という、この通報所というふうなことになる、特に漁港関係等の関係もありまうけれども、従来は相当の人数がおつただけで、逐次累の段階に集中する

ような傾向もあつて、いよいよ特区の人員が少なくなつて四名か五名、場合によりまして二名、三名というやうなところがあるわけですね。それが夜の間の二十一時の通報あるいは午前三時の通報というやうなものを要求される。これはしないわけにはいかないというやうなことで、宿直体制というやうなものをとつておられるようですね。これはおそれるそのほかの地区の場合の測候所においてもあるいは県の段階の気象台においてもそういうやうな措置をとつておられると思ひますが、こういうやうな二人か三人しかいないところ、宿直体制をとる。そうして二十一時と朝の三時の気象の通報も、予報もしなければならぬということになりますと、これは何とか考えていかないと、三日おきぐらい二日おきぐらいに宿直しなければならぬです。それから、そういう意味の宿直料というものは正確に出てくるものなのかどうか。それから、こういうやうな事務をさせるということになりますと、これは宿直でなくて夜勤手当を出さなければならぬのじゃないだろうかというふうにお尋ねをいたします。ですから、そこら辺の勤務条件はどういうふうになつていくのか伺いたひと思ひます。

○政府委員(和達清夫君) 御指摘のやうに、気象庁には非常に小人数の官署がございませう。五人、六人というやうな官署も相当ございませう。そういう官署におきまして、世間ではいつでもサービシスを受けられるというやうなふうにも思われがちであります。それに對しまして宿直者を置きまして、そういうサービシスをするということも非常に困難であります。また、ただいま御

指摘のやうに、夜の観測というやうな問題もございませう。それらを合わせまして、結局私どもとしては、できるだけ能率的に時間表を作りまして、決して労働強化にならないやうに、それを原則にして、そうして場合によつては、世間のサービシスもよく世間に理解していただいて、それだけの人数でできることでやつていきたいと思ひつておる次第でございます。

なお、現在におきましては、気象の仕事は正確な情報というものは府県の単位で、府県の代表気象台が担当し、その情報を受けて、そうして各地においてそれをサービシスするという方法のために、この末端のほうの人数が少ないうやうなふうになりまして、この点は、今後ともサービシスという点をよく見まして、しかも一方におきまして労働条件というものを厳守いたしまして、最も能率的な、合理的な道を求めてそしてやつていきたいと目下のところ考えております。

○鶴岡哲夫君 非常に四、五人とか、二人、三人というやうなところが百幾つもあるわけですが、そういうところの勤務条件というのは、何か宿直直態勢というやうな形に入りますと、これはもうどうにも仕事から解放されないわけですね。これは土曜日、日曜日、もうやらざるを得ないでしようし、仕事から解放されない。それでどういうやうな一人おるとか三人おるとかいうやうな官署が法務局にもたくさんあるわけですね。この間、法務省の設置法がかりまして、法務省の設置法の中で、それらについてのいろいろな手当が前送してあります。何か仕事から解放されるやうな手当が出ておるわけだ

ね。私氣象庁の場合において、こういう百幾つあります非常に小さな人数の官署の人たちが、そういう仕事から解放されるような機会というものがあつたようにできているのかどうかわかりませんが、私どもが承知しておる限りにおいては、どうもそういう処置はとられていない。やはり氣象関係者は天職としてやるくらいな精神面がやはり強くて、宿直態勢で何か臨んでおられるように思ふのです。そういうことでは全体として見まして、先ほど来問題にしておる人が来ないということにもなつてきますし、来ても離れていってしまうというようなことにもなつてくるわけですし、こゝら辺の態勢を根本的に考える必要があるのではなからうかと、こう思つております。

さらにそれに関連いたしまして、航空氣象台といふことが、航空測候所といふものと、こういうところも非常に人数が少なく、しかし、航空機の発達したいへんなものがある、そういうためにこゝも非常に苦勞しておるようですね。夜間の観測はやりたくないということになつてゐるけれども、しかし、運輸省の航空局の關係はやはり十九時から朝の八時の勤務態勢をとつておる。したがつて、それとあわせてやはり宿直態勢といふものをもって仕事をしなきゃならぬ、こういう実情にあるようであります。そういう点について、経済的な配慮といふものが手厚く行なわれないといふと、根本からくずれ去る、精神面でもつておるといふような氣もしますけれども、非常に遺憾の狀態のように思ひますけれども、そこら辺についてどういふふうに考えてお

られるか伺いたいと思ひます。

○政府委員(河野三君) 先ほども申し上げましたが、少ない人の官署は少ない人でできる仕事をすべきであります。また、そういうふうになつておるのであります。ただサービスといふことに限界がありませんので、私どもは世間でもよく理解していただきまして、できないサービスはできないといふところまでできるだけいたしたい。しかし、一方において定員の問題で、このサービスができないといふことでなく、これができるようにしていきたいと思ふ次第でございます。

なお、根本的には氣象庁のそういうような特殊条件、つまり先ほども申しましたが、現業であり、サービスをすゝる者であり、しかもそれは僻地にもたゝさんあるといふような特殊条件が、一般の公務員と同じ規則によつていろいろなことがきめられるといふことに對して、氣象業務の特殊性が認められるといふことが大事でありまして、この点、私どもも従来努力して参りましたが、今後も氣象業務の特殊性ということが認められ、それらの職員がそれに見合うところの待遇を受け、そうして過重労働をしないで、しかも過重の責任を受けないで仕事ができるようにいたしたい、今後も努力を続けたいと思つております。

○鶴岡哲夫君 お考えはよくわかりますし、そういうお考えでぜひひとつ御努力をいただきたいように思ひますけれども、實際問題として、やはり百幾つあるところの特區、通報所、こういうところにおきましては、サービスには限度があるといふふうにおつしやいますけれども、やはり態勢としては、その

宿日直態勢といふものをもってサービスをしなければならぬといふ実情にあるようですね。ですから、そういうことをやつておるそういう者に対する超過勤務手当なりあるいは宿日直手当なり深夜手当なりといふものを、妥当なものをはかりしなくてはならないと同時に、先ほど来繰り返しておりますように、定員をふやしていくといふことになると思ふのであります。しかし、ふやしていくには先ほど申し上げましたような規定がない、来る人がないといふような実情ですから、どうしても根本的に、おつしやるように特殊性という立場から、給与の問題についても特にこれは考へていかなければならぬといふやうなことが、午前中に特許庁の問題が審議されましたけれども、その場合におきましても、特殊性が非常に言われたわけですが、氣象庁の場合においても一そうそういうことがいわれるのではなからうかと思ひますが、したがつて、氣象庁の全体の問題としてこの特殊性、現場性といふやうなものを考へていただいて、勤務条件あるいは経済条件等について一そうの御努力を御要望したいと思つております。氣象庁の關係はこれで終わりたいと思ひます。

○委員長(河野三君) ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(河野三君) 速記を始めて。他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時四十八分散会

三月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、總理府設置法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十日)

昭和三十七年四月六日印刷

昭和三十七年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局